

令和元年第2回京丹波町議会定例会（第1号）

令和元年 6月 4日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 令和元年 6月 4日

15日間

至 令和元年 6月18日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案第46号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約について

第 6 同意第 3号 固定資産評価員の選任について

第 7 議案第47号 京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

第 8 議案第48号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第49号 京丹波町三ノ宮財産区財産管理条例の一部を改正する条例の制定
について

第10 議案第50号 京都地方税機構規約の変更について

第11 議案第51号 平成31年度グリーンランドみずほホッケーグラウンド夜間照
明設備新設工事請負契約について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1番 岩 田 恵 一 君

2番 野 口 正 利 君

3番 坂 本 美智代 君

4番 東 まさ子 君

5 番 村 山 良 夫 君
 6 番 谷 山 眞智子 君
 7 番 西 山 芳 明 君
 8 番 隅 山 卓 夫 君
 9 番 森 田 幸 子 君
 10 番 山 田 均 君
 11 番 山 下 靖 夫 君
 12 番 谷 口 勝 巳 君
 13 番 北 尾 潤 君
 14 番 梅 原 好 範 君
 15 番 鈴 木 利 明 君
 16 番 篠 塚 信 太 郎 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町 長 太 田 昇 君
 副 町 長 谷 俊 明 君
 参 事 中 尾 達 也 君
 参 事 山 田 洋 之 君
 企 画 財 政 課 長 松 山 征 義 君
 総 務 課 長 長 澤 誠 君
 税 務 課 長 豊 嶋 浩 史 君
 住 民 課 長 久 木 寿 一 君
 保 健 福 祉 課 長 大 西 義 弘 君
 こ ども 未 来 課 長 木 南 哲 也 君
 医 療 政 策 課 長 中 川 豊 君
 農 林 振 興 課 長 山 森 英 二 君
 に ぎ わ い 創 生 課 長 栗 林 英 治 君
 土 木 建 築 課 長 山 内 和 浩 君
 上 下 水 道 課 長 十 倉 隆 英 君

会 計 管 理 者	野 村 雅 浩 君
瑞 穂 支 所 長	山 内 善 博 君
和 知 支 所 長	藤 井 雅 文 君
教 育 長	樹 山 静 雄 君
教 育 次 長	堂 本 光 浩 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	藤 田 正 則
書 記	山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

- 議長（篠塚信太郎君） 本日は、定刻にご参集いただき、ありがとうございます。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、令和元年第2回京丹波町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

- 議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番議員・山田 均君、11番議員・山下靖夫君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

- 議長（篠塚信太郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から6月18日までの15日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から6月18日までの15日間と決しました。
会期中の予定につきましては、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

- 議長（篠塚信太郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。
本定例会に町長から提出されています案件は、議案第46号ほか6件です。
提案説明のため、町長ほか関係者の出席を求めました。
5月31日に、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。
5月15日に福祉厚生常任委員会、5月20日に産業建設常任委員会、5月21日に総務文教常任委員会が開催され、それぞれ所管の調査研究を実施していただきました。
本定例会までに受理した要望書をお手元に配付をしております。
また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

京丹波町ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、本定例会のビデオカメラによる撮影・収録を許可しましたので報告します。

本日、本議会終了後、全員協議会及び議会広報常任委員会が開催されます。委員の皆様には大変ご苦労さまですが、よろしくお願ひします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第4、行政報告を行います。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和元年第2回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、田植え作業も無事に終わり、田んぼには水が満面と張られる中、里や野山にも緑が映える季節となりました。これからは、町の特産品であります黒大豆や大納言小豆をはじめとする畑作物の作付準備も進んでまいります。このまま順調に作物が育ち、実りの多い年となることを願うものであります。

日本経済が飛躍的に成長を遂げた「昭和」が終焉し、バブル景気やインターネットの台頭に象徴される「平成」も終わりを告げ、新たな元号「令和」のもと、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが、また2025年には大阪万博の開催を控えるなど、輝かしい未来への幕が開けました。私は、この新しい時代への転換期において、町政の舵取りを託された者として、本町の未来に向け、初心を忘れることなく、決意を新たにさまざまな取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

さて、我が国の経済状況の先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されているものの、世界経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意しなければならない状況にあり、また、3月の景気動向指数では、6年2カ月ぶりに基調判断が「悪化」に引き下げられたところであります。

今年度の国の地方財政対策では、地方が人づくり改革の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について

前年度とほぼ同水準を確保することとされたところでございます。

令和元年度は、私の町長としての任期の折り返しを迎えることから、着実にステップアップを図ってまいりたいと考えておりますが、まちづくりの基本理念であります、助け合いと活力ある「健康の里づくり」の実現のため、限られた財政状況の中でも魅力あるまちづくりを推進する上において、ここからが本当の正念場であると考えております。

まず、行政の公正化につきましては、町政の情報発信の場として、今年度も7月から町内12会場においてタウンミーティングを実施させていただく予定としております。

主な内容としましては、本年度予算の概要を初め、現在取り組みを進めております新庁舎整備事業における最新の計画案などを中心に、お伝えをさせていただく予定としております。

次に、「認定こども園」の開設に向けた取り組みであります、「町立認定こども園開設に係る基本計画」並びに「新園舎建設基本計画」に基づき、関係機関との調整や新園舎設計業務、就学前教育、保育の更なる充実に向け、現在取り組んでいるところでございます。

次に、「京丹波町ロケーションオフィス」関連につきましては、最近では、町内各地をロケ地として撮影され、町民の方にもエキストラ出演をいただいた「あの日のオルガン」が2月に放映され、本町の魅力が全国に発信されたところであり、今後におきましても、町民の方々に数多く参加していただける「映画・映像の町」として、人々の交流や観光にもつなげてまいりたいと考えております。

最後に、出納閉鎖を迎えました平成30年度各会計決算見込みであります。一般会計では、歳入113億2,000万円、歳出110億2,000万円、収支は3億円となり、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では、6,000万円程度の黒字決算の見込みとなりました。

また、公営企業会計を除く特別会計では、歳入55億8,000万円、歳出55億円、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は8,000万円を見込むところでありまして、まずは健全な姿での決算が見込まれますことを報告させていただきます。

今後とも引き続き業務の効率化と適正な予算執行に務めるとともに、さらなる財政の健全化に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますよう、お願いを申し上げます。

以上、行政報告とします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上で町長の行政報告を終わります。

《日程第5、議案第46号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第5、議案第46号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業
木材調達契約についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要
を説明させていただきます。

議案第46号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約につきましては、新
庁舎の整備にあたり、必要となります木材の調達に期間を要することから、先行して調達す
るもので、製材業者としてのノウハウを持つ町内の3業者で構成された京丹波木材供給共同
企業体と随意契約を締結するものであります。新庁舎整備事業を契機に、町内産木材の活用
モデルとして、生産者等の森づくり意欲の拡大や森林林業分野の担い手の育成と技術継承を
高めることを目的としております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきま
すようお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長に求めます。

長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） それでは、議案第46号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業
木材調達契約につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の木材調達契約につきましては、新庁舎の整備にあたり、新庁舎の構造を木造と鉄筋
コンクリートづくりの複合構造として計画しております。このうち、木材の調達には、原木
の切り出しから伐採されたものを仕入れ、加工するなど複数の工程があり、期間を要するこ
とから木材調達を先行して行うものです。

また、新庁舎整備事業を契機として、町内産木材の活用モデルとして、生産者等の森づく
りの意欲の拡大や森林林業分野の担い手の育成と技術の継承を高めることを目的としており
ます。

これには、伐採期を迎えた本町の豊富な森林資源の有効活用、及び山が荒廃しないような
循環型の持続的な環境を維持する観点からもその担い手の育成と技術の継承が大きな課題で
あり、本町にとって重要な施策であると考えております。

今後におきましても、ノウハウの蓄積によるコスト縮減等によって自立した事業とするこ
とを目指しております。

これらのことから、新庁舎整備事業における大規模な木材調達を製材業者としてのノウハ

ウを持つ町内の3業者で構成された共同企業体への発注によってノウハウが蓄積されたことの意義は大きいものと考えております。

次に、議案書をめくっていただきまして、補足資料として1ページから6ページまで全部で17項目につきまして説明内容等を記載した資料を添付させていただいております。そのほかの資料とあわせながらその主なものにつきましてご説明を申し上げます。

まず、1ページの項目7につきましては、町有林におけます原木の伐採量及び伐採と売払いに係る運搬費等の代金と原木の売払収入を過去3年間分記載しております。

委託業者といたしましては、京丹波森林組合で、平成30年度におきましては、組合の技術的な向上の取り組みもあり、収入が上回る状況となっております。

また、町有林におけますその原木の売払収入と量の内訳につきましては、次のページの項目8に記載をしております。

次に、6ページの次からは、資料ナンバー1から7までを添付しております。

まず、資料1でございますが、契約概要として、製材及び集成材の購入数量及び共同企業体の構成等を掲載しております。

次の資料2は設計書であり、それぞれの単価は資料5にありますとおり、A社・B社・C社と表示させていただいておりますが、京都府内3社から徴した見積単価をもとに設計しております。

また、資料にお戻りいただきまして、設計書のページ番号13分の4ページとありますが、そこでは、組柱が見分けられますように一番左側の欄に丸印を記入しております。

また、同じページであります、備考欄に記載しておりますH30調達半製品と書かれてあると思いますが、それにつきましては、平成30年度調達半製品のことでありますが、これは昨年10月の臨時会でお世話になりました木材調達分であり、製品とする最終的な木材仕上げも含んでおります。

また、ページ13分の6から13分の9ページでは、京都府森林組合連合会がホームページで標準単価を公表している部分、資料につきましては資料6になるんですが、そこに記載しておりますとおり、樹種、サイズ等が同じものを赤色の枠囲みにより表示し、比較できるようにしております。

資料3につきましては、A3サイズの図面となっております。右下にページ数を表示しております。1枚目は土台伏図、2枚目は2階の伏図となっており、組柱の使用箇所にはスギは赤色、ヒノキは青色とそれぞれ色分けして記載をしております。

3枚目と4枚目は屋根の伏図でございます。

5枚目の断面図で、左下のY7通り軸組図をごらんください。防災会議室部分となりますが、1階と2階の天井部分には鉄骨のH鋼を使用する設計となっております。まことに小さくて申しわけございませんが、天井からぶら下がったように見えるちょうどアルファベットのIの文字のように描かれている部分がそれでございます。

6枚目、7枚目は、木造の断面リストとなっております。6枚目には、組柱がわかるように色囲みを施しております。

次の資料4でございますが、随意契約の理由書となっております。

最後に、最終ページ資料7をごらんください。カラー刷りのものがございますが、組柱の構造図となっております。これは24センチ掛ける12センチの平角材を接着剤で張り合わせ、30センチの間隔に両面からパネリードという金属製の長ビスでとめます。右上の正面から見た姿図をごらんください。柱は燃えしろ設計となっております、両サイドに45とある部分が火災時における燃えしろ部分となっており、4.5センチ燃えるまでに約45分かかるとされております。長ビスのパネリードに熱が直接伝わらないように燃えしろ層の4.5センチの深さまでねじ込み、表面にあいた穴に充填剤としてエポキシ樹脂等の熱に強いものを流し込み、表面に木栓を施す構造となっております。

なお、戻っていただきまして、補足資料の3ページから4ページにかけまして、項目番号は13番でございますが、組柱について解説しておりまして、4ページには実験の実際の様子など写真も掲載しながら説明させていただいております。組立材としての束柱、合わせ柱などの施工例はこれまで多くの実績があり、束柱としては支所の機能を持つ真庭市落合総合センターや、最近では魚津市立星の杜小学校などがあります。いわゆる小さな部材をまとめて部材にする方法は、古代から普通の方法として行われ使われてきたものでございます。例えば松江城の寄木柱や古代出雲大社では強大な柱が3本、金輪で束ねられていたようであります。

また、質美小学校の外部ポーチの柱も複数の柱が組み合わされています。

今回採用しようとする組柱は、先ほど説明いたしましたように、まずはJAS規格に適合した平角材であることが前提であり、また、品質管理を行った部材同士をあわせたものを使用するわけでございますが、それを一体化した1本の柱として設計する点が今回新しい技術ということでもあります。

採用するにあたっては、試験体を作成して、京都府農林水産技術センターや京都大学生存圏研究所、京都府立大学、そして設計者の協力により実証実験を行い、4ページ、先ほどの写真にもありますように、柱を立てて上から圧力をかけ強度等を調べる座屈実験を幾度とな

く行いデータを分析した結果、理論値を上回るデータ数値を確認しております。

また、今後、製作過程においても品質管理を行うことで、設計どおりに作成、製作できていることを確認する計画であり、最終的には建築確認審査により建築計画が建築基準関係法令に適合しているかどうか審査を受けます。

なお、事前に建築主事とその都度協議しながら進めているところでございます。

それでは、議案を読み上げまして説明とさせていただきます。

議案第46号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約について

令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約について、下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約名 令和元年度京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約
- 2 契約金額 1億1,367万円
- 3 契約の相手方 京都府船井郡京丹波町升谷川岸9番地 京丹波木材供給共同企業体
代表者 丸和木材 代表者 野口 太志
- 4 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約
- 5 納入場所 京都府船井郡京丹波町内
- 6 契約期間 議会の議決を得た日から令和2年3月31日まで
令和元年6月4日提出
京丹波町長 太田 昇

以上、京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約につきましての補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご同意くださいますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりです。

これより、議案第46号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約についての質疑を行います。

森田君。

○9番（森田幸子君） 皆様、改めまして、おはようございます。

何点か質問させていただきます。

補足資料の3ページの12乾燥についてであります。木材をあらかじめよく乾燥しておく

ことによって、寸法変化のほとんどない狂わないすぐれた建築材料としていつまでも長く使うことができますとして、以下の乾燥の方法などが説明されています。自然公園の木造づくりのトレーニング施設へ視察させていただきました。本年で3年目となります。木造づくりの特に床のところがすき間ができたり変形などが見られましたが、その点狂わないとしていますが、大丈夫なのかお聞きいたします。

それから、資料5の設計単価と採用単価の説明をお願いします。この設計単価として総事業費に採用単価が実施されるように書いてあるんですが、設計単価と採用単価の差額が大変大きいと思いますので、総事業費には影響ないのかお聞きいたします。

最後にもう1点、私は、専門家でもないですし、説明を聞いても理解できないところがたくさんあります。そんな中、ある議員がたくさん資料提出を要望しておられました。4月の臨時会では、資料が出されるものと思っていました。ところが、組柱の説明資料7、1枚のみでした。びっくりしました。そうかといって出せなかったことについての何の一言もありませんでした。重要な案件であるだけに余りにも不誠実に感じました。どのようなわけで資料が出せなかったのかお尋ねします。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） まず、1点目の乾燥の関係ですけれども、そういう狂いがないようにしっかりとやっていきたいというように考えておりますし、そのために今回その組柱方式というのを採用させていただくということで、普通、台形の材木でありますと中心までなかなか乾燥しないという特徴がありますので、それを細かく2つに分けたりすることで乾燥が中心まで進んでそれを組み合わせるといふようなことで、その防止にも役立つ技術であるといふふうを考えております。

それから、2点目は、後ほど回答させていただきますが、資料の件であります、4月の議会の資料におきましても、議案の説明の附属資料としては添付をさせていただいておったところがございます。議運の中でいろんな資料要求があったわけでありまして、その全てに答えられなかったわけでありまして、整理としまして、出せる出せないということもそのときははっきりと申し上げなかったわけで、そういう意味では、出せると期待されておるのに出てこなかったということでは期待を裏切る結果となって、その点についてはおわびをしたいというふうに思いますけれども、実際の資料の整理としては、今後の議会におきましてもですが、議会を通じて議長から提出された資料については提出をさせていただきますけれども、それ以外に要求があった資料については、答弁なりで回答をさせていただきますと

いうふうに考えておるところでありまして、当然、議会でありますので、討論の場ということもありますので、できる限り作成可能なものについては作成もしますけども、そういった形でご理解をいただければなというふうに考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 今、町長のほうから答弁があったとおりでございますが、何点か補足等をさせていただきますと、まず、乾燥の件につきましてでございますが、構造材、今回調達する材料の主なものでございますが、そういったものにつきましては、J A S 認定を受けることになっております。J A S 認定を受ける際に、まず乾燥の20%以下というような基準があるんですが、そういったことをクリアしてJ A S 認定が行われることとなっております。乾燥もJ A S 認定の工程の中に入っておりますので、認定をされるということは規格内のものであるということでございますので、そういった材を使うということで心配はないというふうに理解しております。

もう1点、資料5の設計単価と採用単価の差額でございます。これにつきましては、まず見積価格でございますが、製材業者がA社・B社・C社ということで京都府内の3社から見積もりをいただいたものでございますが、その単価は製材業者が工事業者へ納品する単価となっております。今回は製材業者が町へ納品し、町から工事業者へ支給することを考慮いたしまして、見積単価の72%を掛けて採用しております。製材業者が工事業者へ納品する場合は、ゼネコンでありますとか下請木工工事会社の諸経費等が価格に上乘せされているために、それを考慮して0.72として計算しております。その分差額が出ているということでございます。

なお、工事業者へ町から木材を支給する際にも、設計基準により工事費に支給材料費の一部を諸経費として計上することも考慮して採用単価を決定しておるところでございます。

提出資料につきましては、前回新しく組柱の資料ということもおっしゃってましたが、そのほかに設計書なり、今回のようにスギ・ヒノキの色分けはしてなかったんですが、設計図面、また事業の概要でありますとかそういった資料は添付させていただいておりました。随意契約の理由書もつけさせていただいたというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 初めに質問させていただいた設計単価と作業単価の差額とか、総事業費には影響ないということで理解させていただいたらよろしいですか。

それと、トレーニングセンターの概要も見ていたんですが、いろいろと乾燥されていることとかいろいろ書いてあったんですが、組柱は柱としての、今、町長に説明いただきましたが、柱としての組柱で狂いのないよというのを今町長からはお聞きしました。全て内装は木造づくりのように私はこれで見て感じるんですが、木造が使われているところの寸分の狂いというのは、もし出たら補償期間があるのかどうかそんなことは聞いたことないんですが、3年目でトレーニングセンターは狂いが出てるんですが、行政の言われることを信じる以外にないんですが、そうした懸念は考えられないのかどうか、再度お伺いいたします。

それと、資料の提供ができない部分については、やっぱりあらかじめこういうようなことはこういうようなことで出せないということをごきちと私たちにも言っていただくのが筋ではないかと思えますし、また、どのような理由で出せないかということは、私、今、答弁を聞かせていただいて、ちょっと私は感じとれなかったんですが、再度お聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 木材の補償等の件でございます。先ほども申しましたように、基本的にはJAS規格認定で認定を取っていくということでございます。認定を取るということはそれなりの補償ができていくというようなことでございまして、そういった狂いが出ないような品質管理を建築主事等との協議も図りながら実施しておりますし、実施してまいりたいというふうに考えております。

また、工事等ですが、瑕疵等の期間もございまして、そういったものも適用される場合があると思えます。

資料の提供につきましては、今回できる限りつけさせていただいたということでございます。それにつきましては、今後もこの議案だけに限らず、いろいろな議案につきましてもできる限り資料の提出をさせていただきまして、親切丁寧な説明を図ってまいりたいと考えております。

あと、設計単価と採用単価の差額が出ておるということで、事業費には影響ないかということでございますが、影響はございません。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 私もたくさんの質問をさせていただきたいと思えます。

質疑に入ります前に、過日行われました議会運営委員会におきまして、副委員長より誤った認識での発言がありましたので、私の名誉のために一言申し上げておきたいと思えます。

平成31年4月19日に開催されました議会運営委員会で、議案第45号、否決になった

議案ですけれども、スムーズに進行させるために9項目の資料請求をいたしました。しかし、その内容が理事者側に十分伝わらず、議案第45号は資料不足を理由に否決になった旨の指摘がありました。しかし、それは全く違うことです。私は、9項目に及ぶ資料請求をいたしましたので、私の資料請求の趣旨が十分伝わっているか不安でもあります。議運終了後、9項目を記したメモを担当課長に届けるつもりでございました。しかし、事前に担当課長より面会によって内容を十分理解したいとの申し出がありまして、9項目のメモに基づきまして十分な意見交換をいたしました。小一時間かかったと思います。

よって、答弁が混乱し、資料不足が議案第45号の否決の要因とのことですが、議会軽視をした理事者側が事前通告をしているにもかかわらず、十分な資料を準備せずに審議に臨んだことがその理由でありまして、私が早口で申し上げたからそれが理事者側に伝わっていないと。そんなことは全くありません。これは全くの誤解ですし、私にとってみれば名誉にも喫することです。そのことを十分に理解をしておいていただきたい。

また、その方は、次の一般質問でこう述べておられます。

いわゆる議案第45号の契約が否決になったことは、町民の期待と感動に大きく反する重大な出来事である。否決の理由は、議案内容に異議を唱えるものでなく、提出資料の不足と議会への丁寧な説明がなく審議に資する判断ができなかったということであるというような内容のことになってます。

しかし、これは、何も十分なものでなかったということでは、それが原因の1つであったかどうか知りませんが、ただそんなことが否決になった理由でなく、ほかにもたくさん否決になった理由があったと思います。そういうことを申し上げておきたいと思います。

なお、31日の議会運営委員会では、今も町長申し上げられましたけれども、議会運営委員会での資料請求には十分応じられない。どうしても必要なら議会として議長名で資料請求をしてほしい旨の発言がありました。私は、申し上げたいのは、これは理事者側を困らすのではなく、議事がスムーズに進むために資料を準備しておいてもらったらいいかということで提案しているわけでした、それを出していただかないというのは、私はちょっと理解ができない。

だから、今回は、事前にそれを出していません。だから、私の質問に対してスムーズに返答していただくことは多分不可能だと思いますが、これは理事者側がおっしゃってることで、どんなことがあっても今日中にちゃんとした説明をしていただいて、質問に答えていただくようお願いをいたしまして、それで質疑に入りたいと思います。

まず1点目は、先ほどもちょっと出てましたけれども、本随意契約には停止条件約定が第何

条に入ってるかお聞きをします。

それから、2つ目に、先ほどあった瑕疵担保約定が第何条に入ってるかお聞きをします。わかりましたね。

2つ目、今回の契約は、J A S規格の製品を購入することを期待して契約したものだと思うんですが、そうですかということを確認したいと思います。わかりましたか。

3つ目は、今回の資料では、組柱として加工した製品を購入する製品が契約の対象になっているということですか。私は、組柱工法というように、この議案がなるまでは誤解をしてましたけども、この資料を見せていただきますと、これは組柱という製品を契約の対象にしているようにとれるんですが、それでいいのかどうか。

それから、4点目、公共建物の耐用年数、これは減価償却の基準ですけども、木造構造は24年、鉄骨構造は34年とされています。この耐用年数を配慮すれば、建設費が同額でも結果的には42%、寿命が長もちするだけ42%、いわゆる事業規模を縮減することになるわけですけども、このことは十分理解できてますか。よろしいですか。

次、鉄骨構造にすれば、今申し上げましたように、建設費が42%ほど縮減できるにもかかわらず、木造構造にこだわっておられますのは、先ほども説明がありましたように、1つは林業家の育成、2つ目には林業関係企業の育成をうたっておられます。本当にその効果があるのかどうか次の点を質問して私は確認をしたいと思います。

まず1点目の林業育成の基本は、林業家としてのなりわいが可能であるかということだと思います。そこでちょっとお聞きしたいんですが、一般的に1ヘクタールの山林に3,000本のスギを植林して育成した場合、育林費用と伐採搬出費用の合計が幾らになって、その伐採した木材を売却した金額は幾らになるかをお聞きしたいと思います。これは、一般的なものですので、どこかの統計資料でも結構です。よろしいですか。

それから、2つ目の企業育成のことについてお聞きをしたいと思います。

昨今の中小企業業界では、従来、価格競争ばかりをしていたわけですけども、最近では、価格競争でなく、製品に付加価値のある製品を生産することに努め、割高でもよいものを生産する体制に転換しつつあると聞いております。そういうことから言いますと、地元関係企業の育成が目的なら、この際、その業者の方々にJ A S規格を習得していただいて、品質の高い生産ができる体制を支援することが本筋だというように思いますが、その点についてお聞きします。

次です。6つ目です。よろしいですね。

今回の組柱は、これは製品なんですけど、いつ頃実用化されたのか。また、この製品を使

用した庁舎等の実績があるのかをお聞きしたいと思います。

その組柱のことにつきまして、次のことをお聞きしたいと思います。

先ほども説明がありましたように、小さな部材をまとめて大きな部材として活用した例が松江城の寄せ柱等を挙げておられますが、これはいわゆる現在の集成材にあたると思います。というふうに思うんですが、そうではないのかお聞きをしておきます。

それから、2つ目に、昨今の火災で逃げおくれによる死亡事故が多く発生しているというようにされてまして、その1つの原因が集成材の使用が上がってることをご存じかどうかお聞きをしたいと思います。

3つ目に、一般によく使われてますろうそくですね。いわゆる洋ろうそくというんだそうですけども、糸が担ってる分ですけど、それに比べて和ろうそくは非常に炎も大きいし消えにくいわけですけども、これはなぜかをお聞きをしておきます。よろしいですか。よろしいですね。

7つ目です。現在、用地買収とか用材購入、倉庫建設、造成工事と新庁舎建設事業の工事が先行しておりますが、いまだに具体的な本体事業のどのようなものかということは発表されてません。先ほどの報知によりますと、7月にするということですけども、本当に29億5,000円が幾ら減らせるのかということをお聞きしたいと思います。そういうことから、できれば倉庫1、倉庫2の工事を着工しておりますが、この工事内容、ホームページで私は調べ方がまずかったのかどうかわかりませんが、ホームページでは確認することができませんでした。

2つ目に、これらを含めた設計費、用地買収、用材購入、着工した工事等々があるわけですけども、これの総額は今までに幾ら払ったか。また、払うことになるのかをお聞きしたいと思います。よろしいですか。

その次に、8つ目ですけども、町長は、町長選挙の公約で身の丈に合った庁舎を目指すと訴えられました。町長選挙に勝利されまして当選されまして就任1年半が経過しましたが、この間、その身の丈に合った庁舎を目指す、いろんなことを検討されたと思いますが、どのようなことを具体的に検討されたのかお聞きをしたいと思います。

それから、最後になるんですが、平成31年度予算では、各種補助金のカットとか病院会計で見られるように本来の予算編成でなく、財源を配慮したあまり努力目標的な予算編成を組んでおられます。これは、もう既に行政サービスの悪化の兆候であり、将来、行政サービスの悪化になるのではないかというような不安を抱くわけですけども、そのような懸念はないのかどうかお聞きをしたいと思います。

以上につきまして、わかりよいように順番にお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾参事。

○参事（中尾達也君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時20分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 何点かご質問をいただいておりますけれども、順番どおりには行かないと思いますが、全体的なことにかかわる分について私からまず回答をさせていただきたいというふうに思います。

その前に、先ほどの資料請求の件でありますけれども、基本的には議長を通じてということでお話をさせていただきましたけれども、それぞれの委員会で出た資料につきましては、それぞれの委員長のご判断によって、もう少し臨機応変に作成できるものは作成をして提供させていただくというようなことで対応をさせていただきたいというふうに考えております。

何点か質問いただいた中で、全体的なことで関係する部分として、耐用年数のことが出ておりました。これは減価償却をやる上での耐用年数省令で木造の建物については24年、鉄骨については34年というようなことが出てきているということでもありますけれども、これはあくまで減価償却の耐用をあらわしたものでありまして、当然、全く根拠がないわけではありませんが、実際に何年使えるかということとはまた異なってくるというふうに思いますし、現にこの議会をやっております庁舎は木造でありますけれども、60年経っておるわけでありまして、使い方、メンテナンスによっては長期間にわたって木造であっても使えますし、また、社寺とか仏閣によりましては、数百年使われているものもあります。また、これは木造だけでつくるわけではありませんで、鉄筋コンクリート、木造、それから鉄骨も使った複合構造でつくるということになっております。

それから、一部木造にすることによるこだわりというようなこともご指摘をいただいたところでありますけれども、こだわりといいますか日本の国土自体が3分の2が森林でありまして、この森林活用というのは世界的にも日本の中でもその活用が重要視されておりました、森林を育てるということは国土保全にもつながりますし、災害の抑止にもつながるということで、全国的にも植樹祭や育樹祭や豊かな森づくりというようなことでいろんなイベントも

開催をされておりますし、また、国連においてSDGsが採択をされまして、持続可能な社会の中で林業をしっかりと育てていくということも決議をされたところであります。

また、森林環境税といったものが創設されるのも森林を使っていこうということであるというふうに考えております。

また、林業の採算のこともご質問がありましたが、1ヘクタールでどうのというのは、また後ほど回答があるかと思えますけれども、一番林業を育てていく上で重要であると私が考えますのは、やはり採算もそれ重要かもしれませんが、しっかりとつくったものが使われる、役に立つということが非常に重要なことだというふうに考えております。林業ですので、お父さんが植えたもの、おじいさんが植えたものがしっかりと活用される。それが庁舎になっていくということが、やはり採算以上に重要な林業家の誇りにつながるというふうに私は考えておるところであります。

そういった意味から、町内の業者でやるということで町内にノウハウを蓄える。また、町内の企業も育成していくということも当然のことでありまして、いろんな方法で支援をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

それから、工事の金額が一体幾らになるかというお話でありますけれども、やはり正確な数字をお示しをするまでは、面積と標準単価による概算値でしかお示しができないというのが実態でありまして、これから詳細設計をしたりする中で、もう少し数字が詰まっていきますけれども、最終的には、しかし、工事業者の落札価格まではわからないというような面もあるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、身の丈に合った庁舎建設を選挙で言ってどうなっているのかという話でありますけれども、ですので、選挙の後、庁舎の規模の見直しを行いまして、議員の方からは反対とかもう少しこうしたほうが良いというようなご意見もいただきましたが、教育委員会を和知に残すということで規模の縮小を図ったところでありまして、そういったことで見直しを図ってきたところであります。

また、今後、詳細設計が行われる中で、できるだけ安い部材とか工法といったものも採用しながら縮減を図ってまいりたいというふうに考えます。

それから、行政サービスの件ですが、庁舎建設につきましても、安心安全なまちづくりのための非常に重要なもので行政サービスの1つというふうに考えておりますけれども、その他の行政サービスにつきましても、可能な限りそういうサービス低下につながらないように、限られた財政の中ではありますけれども、努力を続けていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、1つ目の瑕疵の関係でございます。

契約書の瑕疵担保ということで第12条に条文を載せておるところでございます。

それと、瑕疵についてでございますが、木材調達の契約仕様書というのがありまして、それによりますと、納品した材料を使用して建築された建築物の主要構造部に該当するものは竣工後10年、それ以外は竣工後2年間とするということで、瑕疵担保の取り扱いについては別途契約書及び契約約款によるということで仕様書を設けております。

あと、JASを期待して契約しているのかということでございますが、JAS規格を前提として契約をしているということでございます。

あと、組柱を契約の対象としているのかということでございますが、そのとおりでありまして、その1つの木材として購入をしているということでございます。

4番、耐用年数でございます。先ほども町長の答弁のほうからもありましたとおりでございます。耐用年数等に関する省令によりますと、木造は24年ということでございます。鉄筋コンクリートでありますとか木材にかかわりませず、新世代にわたり住宅の構造躯体が使用できることを目指して、通常想定される維持管理条件のもとで躯体の使用、継続期間が少なくとも100年程度というような措置を認定基準としていることもございます。

これらのことから、耐久性に配慮した設計を行いまして、適切な管理に努めれば構造の違いにかかわらず、建物の長寿命化が図れるというふうに考えております。

あと、組柱としての実績はあるのかどうかということでございます。これにつきましては、今回、合わせ柱とか束ねた柱は、先ほど補足説明でも申し上げたとおりで。

（村山議員の発言あり）

○総務課長（長澤 誠君） 5番の企業の育成。

（村山議員の発言あり）

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） まず、問5の2つのご質問をいただいております。まず林業家の育成につながるのかというご質問でございます。

今、モデルとして町有林の伐採をしておりますけれども、この主伐なり再生林を実施をさせていただいて、技術や経験を積み重ねていくことで経費の削減につながっていくものというふうに思っております。これにつきましては、単年度ですぐに成果が上がるものということではなくて、一定の期間こういうものを積み重ねていくことによってコストの削減につな

げていきたい。そのモデルを民有林にも活用いただきたいということでありますので、今すぐ効果が出るというようなものではないということでは思っているところであります。

それから、2つ目の1ヘクタールで3,000本の植栽をした場合の試算でございますが、これも地形、また山の奥地、それから手前の山を伐採する。いろんな地形的な条件が異なりますので、一概に言えない部分がありますけれども、町のほうで標準的なものということでご理解をいただきたいと思っておりますが、その試算で言いますと、育林の経費に約206万円ほどかかるということです。それから、伐採の搬出経費に679万円。合計で言いますと、約885万円が必要になるということではございます。

また、その販売の収入ですけれども、これも木の材の評価にも変わりますので、一概には言えませんが、大体標準的なものとしたしまして、販売収入としては756万円ということで試算としてはしているものでございます。あくまでもそれぞれの山の地形、木の様子等によってこの試算については変わるものということでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 企業の育成、JAS規格を取ってもらうことが大切ではないかということではございます。今回のような大規模な事業につきましては、今後、こういった事業があるかないかというのは見込めないわけではございます。JAS認定を取るにつきましても、経費等かかりますし、またその事業者ごとの考え方もあると思います。そういった部分に大きくゆだねられていることではございますので、町としてはJAS規格を取得していただくことが喜ばしいことではございますが、そこまでは現在のところ業者に望めるような状況ではないと考えております。

また、組柱としての実績はあるのかないのかということではございます。今回、組柱としての実績はございません。先ほども補足説明でも申し上げましたように、束ね柱につきましては、今まで使われてきたところではございますが、組柱、新しいビスを刺しての構造は今回初めてでございますので、実績は承知してないところでございます。

集成材は、火災時のときに逃げおくれがあるのかというようなことではございますが、そういった事例は承知しておりません。先ほども補足説明でも説明させていただきましたが、本来、準耐火構造ということでございます。燃えしろ分が4センチ5ミリあって、45分間は燃えしろ分があるということで設計のほうをさせていただき予定としております。

あと、和ろうそくの件ではございますが、この件についても承知しておりません。

あと、29億5,000万円が幾ら減らせるかということではございます。基本設計をもと

に、現在、鋭意実施設計に取り組んでおりまして、6月下旬から7月初旬に実施設計が組めるというふうに今予定をして鋭意取り組んでおります。倉庫工事分といたしまして4,315万320円ということで契約済みでございます。また、現在までの契約済額といたしまして3億1,375万円余りでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 停止条件付きの約定はどこに入ってるんですか。順番に行きます。これ1つ答えてください。

それから、瑕疵担保の件ですけれども、12条にあるということですが、附帯みたいなことで説明があったんですが、それは契約ごとに異なるようですが、この瑕疵担保の期間とか条件はどういう契約になっているのかお聞きをしておきたいと思います。

2つ目は、JAS規格に合った商品を購入するということが対象だということですので、それはそれでいいのではないかと。しかし、今回の契約の中には、例えば板とか内装材で規格外のものは入っていないのかどうかだけお聞きをしておきたいと思います。

それから、3つ目の組柱として加工した商品は製品として購入するということでした。しかし、この資料の工程によりますと、最後の組柱として加工は地元の業者でやられるということになりますから、これはJASの認定工場でないわけですから、先ほどのJAS規格の製品を契約の対象にしているというのには反することになるのではないかと思います、その点お聞きしたいと思います。

それから、公共施設が100年ほどもつとか耐用をもつように町長もおっしゃってる。メンテナンスをすればもつわけですよ。そのためにこの前も言っていましたように、公共施設の長寿命化対策の計画も立てておられますわね。その実行は全くされてないわけですよ。だから、実際は、金がないので、メンテナンスもできないというのが現状だと思うんですが、その点についてどう考えておられるのか。そら、メンテナンスしたらね。最近やってる瑯琊何とかいうテレビでやってますわね。築150年のやつを新しく改築したら、また50年とか、20年とか住めるように。そら、何ぼでもできますわ。ですから、そういうことではなしに、基本的にメンテナンス費用も含めて安くできるということですか。利口にできるためにはやはり償却資産の耐用年数というのは1つの基準だと思うんです。だから、町長がおっしゃったように、同じ木造でもまめに手入れをしていたら幾らでももちますし、例えば鉄骨づくりで34年もつといってるやつをメンテナンスも何もしなかったら、そら34年もつかどうかもわかりません。だから、それは言いわけに過ぎるのであって、やっぱり基準という

ものはあってやるべきものだと思うんです。そのためには、こういうのを参考にして、数字の上では耐用年数が長いだけ42%ほど安くつくんだから、それもやっぱりちゃんと検討しなあかんのちゃうかということが言いたいと思います。

それから、5番目の錦の御旗みたいになってる地元の育林云々という話ですけども、この資料を出しておられるのは木によって違うと言っておられますけども、私は、3,000本のスギの木を育成した場合と言ってらるんですが、スギの木の資料があったら教えてください。もしも、何だったら、この数字はスギの木以外の何年物のものを伐採したらこうなるのかというのを教えてください。

それから、2つ目のJAS規格を取るように支援をするのが本筋ではないかということに対して、相手の企業の状況によると。そのとおりだと思うんです。ただ、町長がおっしゃるように、京丹波町は80%近い山林ですし、今後、山林を有効に生かしていく。これは京丹波町だけではなくて、全国そういう循環をさせていくということはそのとおりでいいと思うんです。しかし、先ほど申し上げましたように、やっぱり全国でやるわけですから、京丹波町の製材所がつくった柱とかそういうものは全部JAS規格に合格した品質の高いものであるというブランドをつくらなかったらあかんと思うんですよ。この1回だけ庁舎に使う、それを手本に云々というようなことを言っても、こんなもんならへんさかい。そういうことではなしに、庁舎で建てる金を何とか減らして、その分を地元の製材業者の方がJAS規格を取れるようにして、京丹波町の木材のブランド化を図ることのほうが町長がおっしゃってる林業なり林業関係を育成していく1つの方法だと思うんですが、その辺はどう考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

それから、6番目の火災云々のことですけども、知らないとおっしゃいましたけど、和ろうそくの云々も知らないとおっしゃってますけども、しかし、問題なのは、やはり集成材で火の回りが早いというのが、私どもは今までどちらかという和新建材を使うことによって、ガスが発生して逃げおくれたりして死亡事故が起きるというのがここ10年ほど前の一般論だったんですけど、最近では、それだけではなしに、そういう内装材とかを使わなくても火の回りが早くて亡くられる。それは何だと言ったら、やっぱり集成材の合わせたところの間に空気を通る層ができて、煙突効果が発生して早いこと燃える。先ほどあった燃えしろ分を45ミリつくるというのは外側だけですけども、中に空気を通ったら中側からも45ミリまた燃えてしまうということになって、これは非常に危険なことだと思うんですが、その点もうちょっと勉強しておいてほしいと思います。

それから、一般のろうそくですね。洋ろうそくというんだそうですけども、それと和ろう

そくの違いというのは根本的に違うんですよ。これは何だと言ったら芯なんです。洋ろうそくは糸を紡いで芯にしているだけなんです。ところが、和ろうそくは芯を筒状にしてるんです。和紙で。だから、その筒の中を空気が通ることによって、燃焼効果も上がるし、風とかにも強いということです。ということは、逆に言えば、集成材とか組柱というのは、ある意味では、和ろうそくのようなことになりかねないかということであえて質問したんです。その点についてどう考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

それから、7番目ですけど、びっくりしたんですけど、もう既に3億1,300万円。何ぼ使うかわからん事業にもう既に出てるんですね。まして、先ほどもある議員がおっしゃってたけども、1日もこの契約がおくれたら新庁舎建設がおくれるから大事だとおっしゃいますけども、何でそう急ぐのか。例えば南丹市なんかは1回見直された。その裏づけには、やはり合併特例債の期間がもう5年延びるのではないかというようなことは事実に近いようです。それなら何も急ぐ必要は何にもないわけです。ということはどう考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

それから、町長がおっしゃってた身の丈に合ったのは、教育委員会を減らしたのでその分で変えたと言っておられるんですが、それだけなんですか。1年半かかって。もっと事業費を縮小するための検討事項というのは全くそれ以外に何もなかったんですか。私は非常に疑問に思いますし、その点をお聞きしたいと思います。

それから、9番目の財政状況の問題なんですが、今日の京都新聞を見られた方がおられると思うんですが、亀岡市は当町よりは財政的には有利というか、裕福というか、まだ余裕があります。それでも使用料を見直されるそうです。多分、引き下げのために見直されるのではないと思います。引き上げのために見直されるというようなことが今日載ってました。今回の議会でそのことを審議されるようです。ところが、当町の場合、平成31年度の予算で補助金をかなりカットされてますね。これは行政サービスが悪化する。もう悪化してるわけですよ。補助金を減らされたということはね。その次は多分使用料を上げていくということをやらなかつたら、やっていけないような財政状況になっているにもかかわらず、庁舎に大きい負担がかかることをやられることは本当に大丈夫なんかということをお聞きしたいと思います。

新庁舎の建設というのは、町長がおっしゃったように、安心安全なものを建てるということも必要ですけど、それ以外にやはり新庁舎を建てることによって行政サービスが悪化してしまつたら、言い方はちょっとおかしいですけど、牛の角が危ない。だからそれをとろうと。牛を殺してしまう。そういうことになりかねないと思いますが、その点の見解をお聞きした

いと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） まず、耐用年数の関係でありますけども、確かに先ほど申し上げましたとおり、鉄骨と木造ではありますけども、メンテナンスもできてないじゃないかという話でありますけども、そういうことであればこの庁舎についても余りメンテナンスができてない庁舎ということになるかと思うんですが、それでも60年もってるということになります。

また、工法の中で、従来と変わらして、できるだけ木に雨のかからないような方法とか工法自体もいろいろそういう耐用年数を延ばすような方法での建て方をしますし、今回の庁舎についても大きくひさしを出すことよって、柱に直接雨が当たったりというようなことも減らしてきて、できるだけ長寿命化をできるような設計自体も行っておるところでありまして、もちろん鉄骨であれば法定耐用年数的には10年長いわけですけども、これとてかなりのメンテナンスをしないとたないというのも明らかでありますので、一概に仮定をして比べるということは難しいわけではありますが、木造でつくってできるだけ耐用年数を延ばしていきたいというふうに考えておるところであります。

それから、経費の関係で1年半かかってたただそれだけかというようなご指摘でありましたけれども、建物の建設でコストを下げるとすれば、やはり面積を減らすかその単価を下げるわけですけども、面積を減らすということで教育委員会を和知に残すということで、これもたつたと言われるほどの軽い決断ではなかったわけではありますが、その決断をさせてもらって残したということでもありますし、今後さらに技術的にどういふふうにごコストを下げていくかについては、詳細設計の中で検討をしてまいりたいということでございます。

それから、行政サービスの関係、南丹市も一旦立ちどまってというようなことが出ておりますけども、実際には、南丹市自体もどういふふうな庁舎をしていくかということで、必死で今検討もされてるといふふうなこともお聞きをしますけども、やはり庁舎というものは、安心安全な町の最重要課題でありますし、南丹市についても、地震が起こったら市長がおられる庁舎がつぶれる可能性があるといふふうなことで、これも待たないといふふうなことも聞いてますし、ここ自体も地震が起これば庁舎がつぶれてしまいますし、そしたら中学校とか使えばいいではないかといふような議論もあるかと思っておりますけども、そうしますと、やはり本来使うべきであった避難所とかの対応ができないといふふうなことで、防災の関係、防災会議室といふふうなものも設置をして、それで住民の安心安全を支えていくといふのも非常に重要なテーマであるといふふうにご考えておりますので、財政も非常に重要でありますけども、やはり命とお金、比較するまでもない部分といふのもあるわけでありまして、そうい

ったことも踏まえて総合的に考えて事業を進めておるといのが実態でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、停止についてでございますが、停止という規定はございません。それにかわるものかと思うんですが、発注者の解除権というのがございます。これは、例えば、発注者が納入期限までに物品の納入を完了する見込みがないと明らかに認められるときでありますとか、検査の結果、物品の全品または一部が不合格となり、合格すると認められる物品を納入することができないと発注者が認めたとき等には契約の解除というようなことがございます。

また、瑕疵でございますが、先ほども申し上げましたとおり、第12条に明記しております。内容といたしましては、受注者が納入した物品に瑕疵があるときは、第7条の規定、検査引き渡しによるものでございますが、その引き渡しの日から相当の期間内に目的物の取りかえ、もしくは瑕疵の補修をし、または補修に変え、もしくは補修とともに損害を賠償しなければならないということでございます。期間等につきましては、先ほども申しましたように、仕様書に明記しております。納品した材料を使用して建築された建物の主要構造部に該当するものは竣工後10年、それ以外は竣工後2年間とするということになっておりまして、瑕疵担保の取り扱いについては別途契約書及び契約約款によるというようなことで明記しております。

また、JAS規格のもの内装という件でございますが、今回は内装の分は入っておりません。

また、組柱の件で製品として受け取るということでございますが、それぞれ合わせる一つ一つの部材にJAS認定を受けたものを組柱として使うということでございます。まず、一つ一つの部材を認定を受けるということで、認定を受けたものを組み合わせて組柱にするということでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 先ほどの試算を申し上げました種類についてはスギでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 次に、JAS規格取得についてでございます。ブランド化をつく

らなければというようなことをございます。今回、JVのほうでお世話になって、補足説明でも申し上げましたように、いろんなそういった木材の調達から製材に至りますまでのノウハウを取得していただくというようなことをございまして、それぞれの工程でその業者が大規模な工事におきまして、そういったマネジメントといいますかそういったものを一つ一つ積み上げていただくというようなノウハウを取得していただくというようなことを目的と1つはしております。今後、JAS規格認定を業者のほうでお取りいただいて、本町にもそういった規格をお持ちの業者ができればというふうに考えておるわけをございますが、現時点ではそこまで至っておりませんし、将来的な思いとしてはそういう考えを持っております。

あと、火災の集成材の火の回りが早いというようなことで、煙突効果が発生するということをございます。今後、そういった状況も勉強させていただきながら取り組んでまいりたいと思っておりますし、また、和ろうそく、洋ろうそくの芯の違いというのも、今現在、組柱等をお世話になっております農林水産技術センターでありますとか京都大学生存圏研究所、京都府立大学、また設計者の協力によりまして、そういった情報も提供し、検討させていただけたらというふうに考えております。

あと、3億1,300万円既に現在まで契約済みということをございます。この事業は、平成29年度から現在まで進めさせていただいておるようなところをございます。主に設計のほうも入ってございます。平成29年度でしたら主に設計のほうに支払いをさせていただきました。そういったものもありまして、構造物のみではございせんが、そういった事業費が今まで3億1,300万円余り契約をさせていただいて取り組んできておるような状況をございます。

以上をございます。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 3回目ですので、これ以上できませんので、非常に完全に理解ができるとはちょっと思えないんですけど、一番初めの停止条件付約定がどこに入ってるかというたら、これ入ってないんですね。契約を担当されてる課はどこか知りませんが、この停止条件というのは、5,000万円以上超えた場合は、議会の承認がなければ契約は成立しないということが停止条件付きの部分です。それが入ってない契約書ということは、これは無効だと思いますよ。その点、無効な契約をしたらあかんのと違うかなというように思います。

それから、3番目の組柱が製品だと理解しておられるわけですけども、説明書によりまして、製材を第一工程として、それを加工したときにJASの認定工場でもらって、それをまたもとへ持ち帰って、契約業者のところで組柱に加工されるということになります。と

いうことは、最終加工の製品を買うわけですから、そこがJAS規格になっていないとだめだと思っんですよ。極端なことを言えば、電子部品なんかで、洗濯機なら洗濯機にしても、例えばモーターとかそういうものはちゃんとJIS規格に合ったものを使っても、組み立てたところでそれをつくって洗濯機をつくっても、その工場が認定工場でなかったら認定工場でないものを買うわけですから、不安な商品を買うことになるわけです。京丹波町の今度の庁舎には、そんないいかげんな材料を買ったのでは困るわけです。だから、それなら最終の組柱が製品というように言われるのなら、最終までJAS規格のある工場でしないと、契約本来の目的がなされない。だから、この契約は無効というたらおかしいけど、もう一遍見直してもらわなあかんのではないかというように思います。

それから、メンテナンスの話ですけど、町長おっしゃるように、確かに手を加えたりしたらどないでも変わりますわ。ですけど、基準ですからね、1つの。1つの基準ですからやっぱりそれを大事にしなければあかんと思っんです。やっぱりそのことによって建設費が安くなるのなら、鉄骨づくりを考えることは絶対必要なことだと。そしたら、こんなややこしい組柱ら、そんなものを用意する必要もないわけですからというように思います。

それから、5番目は、納得できたようなできんようなことですけど、どちらにしてもこの契約で行っても885万円金がかかるわけですね。増えるのは756万円ですから、ざっと130万円ほど育林をしたら赤字になる。しかし、林業家として生活していくために、町長おっしゃるように、それに誇りを持つとか喜びがあるとか言うより、やっぱり生きていくことが大事ですから、やっぱりそういう楽しみとか、趣味とか、生きがいとかでやられる林業家というのは本当の意味の林業家では私はないと思っんです。ほかに別の収入がある方がやられることだと思っんですが、しかし、この契約、この事業をやることによって、そういう育林家を育成するということになりますから、これも趣旨がいいかげんな話だと思っんです。

それから、JAS規格の工場をつくることにつきましては、今の課長の話によりますと、私が言ってることに幾らかは理解をいただいたようなことですけども、今後、私はこのことが非常に、もしも京丹波町が林業王国として日本で例えば住宅を建てられるときに、京丹波町の材でないとあかんでと言って買っただけのようなブランド化をする必要があると思っんです。昔は、伊勢のヨシノスギの材料で建てた家は立派な家がほとんどそこで資材を購入しておられます。そういうことを考えたら、これは課長がそういうことで、ぜひ進めていただけたらありがたいと思っんです。

それから、6番目の煙突効果の問題ですけど、これはやはりその危険がある以上、庁舎に建てるということについては、慎重に考えていただかないとだめだと思っんです。先ほども申

し上げたとおり、JAS規格、最終にその木を加工した工場がそれがないということは、非常に不安だし、今申し上げたとおり、集成材とよく似たものですから、全くその集成材の一部だと思うんですが、こういう組柱の分も今申し上げた煙突効果で心配がある。そんなを町予算の30%を使って建てる庁舎に適用するということ自身が私はおかしいと思います。だから、この契約は余りやるべきでないなと思います。

それから、町長ちょっとご立腹のようでしたけど、1年余りたって教育委員会云々だけかと言うたことですが、しかし、片一方では、もう既に3億1,300万円の予算執行をされてるわけですね。何のためにやるのか。普通考えたら、事業が決まって、その金は何ぼかかって、その金をどういう方法で調達して、それがわかってから予算執行をするのが一般の常識ですよ。それをあえてそんなこと決まってないのに3億円もの金を先行してしまうというのは、もってのほかだと思います。その点についても一度町長のお考えを聞きたいと思います。

それから、9番目の財政的な悪化と庁舎とどちらが大事かという話ですけども、ちょっと例を挙げられたとおり、南丹市は市長の執務室が地震でつぶれると。京丹波町の庁舎もつぶれるという話ですけど、町長ちょっとお聞きしたいんですが、京丹波町には6,000世帯の人が住んでおられるんですけど、このうちここがつぶれたときにつぶれないで残っている町民の家は幾らぐらいあるかということをお聞きしたいと思います。多分、庁舎がつぶれるときは、6,000世帯の町民の方の家も6割、7割がつぶれてしまうというように思いますけども、その点どうお考えなのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） まずは、木材と鉄骨の関係でありますけども、やっぱりそれをどう捉えるかということがありますけども、鉄骨のほうは必ずしも安くなるというふうなこともないというように考えます。そんな中で、やはり木のぬくもりとか、優しさとか、やっぱり今世の中で注目されてます持続可能な社会というようなもので木造の果たす付加価値というのをやはり認め合って、そういったものにも注目すべきかというふうにご考えておるところであります。

それから、林業家の育成の関係で、誇りというようなことで趣味か何かでやってるかというようなことでしたけども、そうではなしに、今の林業自体がせっかく皆さんが終戦後に植林をしてもらってできてきたものが外材の輸入等によって全く売れない状況になってきているというようなことが長年続いてきたわけですね。だから、日本の林業が衰退をしてきた。そんな中で、せっかく使える時期に来ている。伐期を迎えている材が町内にはあるのに、そ

れをしっかりと伐って使うということが採算が合わないから使わないというよりも、採算が多少赤字になったとしてもしっかりと使っていく。これが林業家の誇りにつながるということを私は言うておるわけでありまして、金だけで物事を判断するというようなことは非常にさみしい話でありますので、そういった点もご理解をいただけたらというふうに思います。

それから、庁舎の総工費でありますけども、いろんな形で庁舎の倉庫の建設等についても、全体的な経費についてはそういう形で詳細までは今は基本設計の段階ですので出せませんけども、しっかりとお示しをさせていただきたいというふうに思いますし、また、先ほど最後におっしゃられましたこの庁舎がつぶれたときに町民の家が何件つぶれるのか。わかっているのかという話がありますけども、正確な数字は正直言ってわかりません。ただ、この庁舎がつぶれたら町民の家もたくさんつぶれると思います。そういったときに庁舎だけがしっかり残ってて、避難所やいろんな災害救援の拠点になるというのが重要でありまして、町民の家がつぶれるからこの庁舎もつぶれてもいいというような暴論に賛同するものではありません。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、契約の停止に関してでございます。それにかわるものとしたしまして、先ほどないということで申し上げたわけでございますが、契約の成立というのがあります。この契約は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例に基づきまして、仮契約として締結するというところでございまして、当該議決を得たときに本契約として成立するというふうに明記しておるところでございます。

また、組柱の製品についてでございます。J A S認定ということでございます。先ほども申し上げましたとおり、それぞれの部材につきましてはJ A S認定を受けたもの。それを使用して組柱を製品として作製していただくということでございます。今後、作製過程におきましても、品質管理を行うことで設計どおりに作製できているかどうかを確認するという計画でありますし、また、その事前に、その都度、建築主事との協議をしながら品質を確認して進めているところでございます。最終的には、ご案内のとおり、建築確認審査というのがもちろんございまして、その建築基準法令等に適合しているかどうかを審査を受けていくという運びになっております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 問5の育成につながっていないのではないかとございまして、先ほど町長からもございましたように、現在では本格的な利用期を迎えている

というふうに思っております、伐採中心の作業から主伐に移行する時期がまさに今来ているということでございます。したがって、その豊富な森林資源を循環利用することが最も重要でありますし、そうするためには、まずは町有林をモデルといたしまして、伐採・植林・保育を行うということで、この循環型の形をつくっていくことで林業従事者、あるいは雇用が生まれていくというふうに思っております。この雇用の創出と循環利用によりまして、この雇用がまた林業家という業をする人にも変わる可能性もありますので、そうしたものを京丹波町としてはこれから取り組みを今モデルとしてやっているということでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 1点お伺いしたいのは、先ほど森田議員からもありました単価調査で出していただいております京都府内3社、A・B・Cと出していただいて、その中の採用がA社ということをお聞きいたしました。そして、採用単価と設計単価との差があるがということで先ほどの説明では採用単価の72%を出したものだということのように理解をしたわけなんです。そしたら、資料5の採用見積もりのA社の合計がありますね。1億3,300万円という。これの72%が本町の予定価格というふうに考えたらよろしいのでしょうか。それを1点お伺いしたいのと。

それと、もう1つは、議運でもちょっと意見を言わせていただきましたが、今回、本定例会で庁舎の木材の調達議案が即決されるわけなんです、今もずっといろんな方の議員からも質問があり、そして、この資料は確かにたくさんは出していただいておりますが、なかなか専門家でも私ありませんし、今言いましたように、見方ももう1つわからない部分もありました。そういった中で、こういった重要な庁舎という、50年から以上もつような庁舎の案件を即決で決めるということが、私は議運の中でも重要案件であるがゆえにもう少し審議をして、せめて最終の議会で採決する方法、それまでにもう少し委員会を持つなり、また特別委員会も持っているわけですから、その中で十分議員も聞くということをするべきではないかと私は思うんですけれども、先ほども村山議員が言われました3回しか質疑ができません。そういった点をどのように考えておられるのか、町長にお伺いしたいと思います。そのときの答弁は、課長からは、工事日程がおくれるからという答弁でございました。町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この即決の関係でありますけれども、議運でお諮りをいただいて決定をいただいたところであるというふうに認識をしております。そもそも4月の後半に臨時会を

開催をいただいてご審議を賜ったところでありまして、残念ながら否決となったということで、それによってかなり工事はおくれておるところでありまして、木材調達も乾燥も含めて実際に使うまでに時間がかかるからということで臨時会を開催してお願いをしたところでありまして、それについては早期に締結をする必要があるというふうに考えております。また、この木材調達契約自体も契約案件でありますけれども、3月の定例会において、一般当初予算おきまして、新庁舎の建設事業の中で木材調達契約、たしか1億2,500万円ぐらいであったと思うんですけれども、金額もお出しをして、ご審議をいただいて、議会で可決をいただいたところでありまして、できるだけ早期に可決をいただいて工事を進めたいという思いでおります。

以上であります。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 単価の件でございます。基本的にこのA社分の1億3,000万円の72%ということになっておるわけでございますが、先ほども説明させていただきましたように、資料2の備考欄にありますとおり、平成30年調達半製品というのが書いてございますが、前回の分が入っておりますので、その分が若干増額になるわけでございますが、基本的にA社・B社・C社の資料5の分については72%分という計算になります。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 3ページのJAS材についてというところで、③のところ乾燥とか乾燥後の修正挽き製材、それからモルダー加工、納品寸法への整形、あるいはJAS格付、出荷検品ということで書いてあります。その下に構造部材としてのJAS格付は、乾燥構造用製材規格としているために、今言わせてもらった工程については、JAS認定工場で行う必要がありますと書いてあります。本町では、町内の企業を育成するというところで、3社の企業体をつくって随意契約ということで進めてきているわけでありまして、原材料の製材商品として仕上げていくためには、こういうふうにJAS工場で工程をしなくてはならないということでもあります。そういう点と今までありましたように、契約金額が1億1,367万円でありまして。それから、本町の予定価格というのが1億1,370万3,480円ということで、本当に99.何%の契約金額になっているわけで、本当に競争というのが働いておりません。ですから、やっぱりこういうふうにJAS認定工場で工程を経なくてはいけないこういう案件でありますから、やはり町内企業とJAS認定工場がジョイントというのを組んで一般競争入札にしていってほしいというふうが、やはり有効な財源活用というか経費を抑えるこ

とができるのではなかったかなというふうに思うんですが、その点についてどういうふうに今現在考えておられるのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、先ほどもありましたが、資料2の13分の4のところ平成30年度調達半製品ということで、このページでありましたら3つ上がっているわけですが、立米単価と本数を掛けた金額よりも、1本の単価というのは低くなっているというか反対ですね。金額が低くなっているというのがあるんですけども、これは平成30年度の調達事業のときに一定の契約をしているので、こういうふうにその後の製品仕上げの分について今回上がっているというふうに考えるとすれば、それでよいのかということ。そうすれば、平成31年度の今回の契約でもこういうことはあり得るのか。この事業で調達契約というのは最終になるのか、あわせてお聞きしておきたいと思います。

それから、以前、3月議会でもらった新庁舎整備事業執行状況集計表というのがあるんですけども、これを見ていると木材調達契約ということで、あと倉庫分として562万7,000円予算が組んであるんですけど、これは調達契約としては上がってこないのかどうか、あわせてお聞きしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、随意契約で競争の原理が働かないということでございます。予定価格の算出につきましては、再三申し上げておりますとおり、契約相手方とは別の府内3業者から見積もりを徴収いたしまして単価を設定させていただいております。また、随意契約ということでございますが、そういった部分から見積もりと、あと、先ほど資料もつけさせていただいておりますが、そういったホームページに載っております標準単価とも照らし合わせながら単価を比較しているところでございます。その単価につきましても、かなり安価なものであるというようなことで認識しております、99.9%というお話もあったわけですが、あくまで予定価格に対してのものでございまして、一般的な単価から見ますと、かなり安価なものでお世話になっているという認識をしております。

また、一般競争入札ということになりますと、町外の企業も参入することができますので、基本的に町内の業者を対象にJVもかんでいただいて、先ほど来申し上げておりますとおり、今後におきます材木調達からそういったノウハウも習得していただきまして、今後、木材企業の発展に寄与することを目的とすることもありまして、そういった観点からも随意契約というようなことにとらせてもらったようなところでございます。

あと、倉庫の件でございます。倉庫の木材調達でございますが、その件についてはもう契約が済んでおります。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 答弁漏れも含めてですけども、平成30年度の半製品の関係ですけども、こういうことは今後起きないのか。契約が令和2年3月31日までですので、それまでに工事が完了するということであると思いますが、こういうふうに次年度へ繰り越して今回のような半製品ということで再度調達の案件として上がってくることはないのか、お聞きをしておきたいと思います。そうすれば、この半製品の分については、去年の調達のときの金額と今回の上がっている金額を合わせたものが完全な製品としての金額になり、1本の単価になるということで考えたらいいか、お聞きをしておきたいと思います。

それと、一般競争入札ですけども、町内3企業の企業体ということで育成ということもありますが、町内の企業が認定の資格を持っている企業と組を組んで一般競争入札すれば、もっと競争力が働いてみんなが納得できる契約になるのではないかなというふうに考えます。町内企業の育成というのは、そら大事なことであるので、それは1つあると思いますが、今回のような1億円を越すような多額の金額の随意契約というのは理解しにくいところもあるので、住民感情としてもそういう思いがいたします。

それと、A社の72%ということでありましたが、13分の3ページにいろいろと共通仮設費でありますとか、現場管理費とか、あるいは一般管理費、これが木材調達費プラス消費税も含めてですけども、これが加わって1億1,370万3,480円という予定価格を設定されているわけでありましたが、共通経費というかこれはそれぞれの会社がそれぞれの努力で積算されるものと思いますが、どういう中身のものが共通仮設費に、あるいは現場管理費、一般管理経費に入っているのか。算定の根拠も含めてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 答弁漏れ失礼しました。

まず、備考欄に書いておりますH30調達半製品、前回のものと申し上げました。これにつきましては、5ミリ程度を残して、あと仕上げするところまで仕上がっております。あとの表面を成形する状況になったものでございまして、単価のほうも安くなっております。また、今後、こういった形が発生しないのかということでございますが、基本的に構造材につきましては発生はしませんが、また、今後、端材ですね。細かい材料につきましては、また発注をお願いしなければならないということをご予定しております。

それと、木材調達の共通仮設費とか現場管理費、一般管理費の諸経費の件でございますが、通常の工事の場合は材料の工事費に含めまして積算しております。共通仮設費、現場管理費、

一般管理費の対象となるため、今回の工事と分離して発注する木材調達においても対象となる諸経費をご案内のとおり計上しておるところでございます。

具体的には、共通仮設費は、準備費や倉庫等の建物費、また、品質管理等に要する費用が該当いたします。現場管理費につきましては、労務管理費や租税公課、保険料、事務用品、通信交通費が該当してきます。また、一般管理費は、本店等の従業員に対する給与でありますとか福利厚生費等が該当するというところでございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私もちよっとお尋ねしておきたいんですが、今、東議員から質問があった件で、私もちよっとお尋ねしておきたいんですが、今回提案になっております議案第46号の提案理由を見ますと、物品購入契約を締結となっているんですね。今回の木材調達ですので。ですから、製品を購入するということですので、出来上がったものを買うと。こういうことからすれば、今ありました共通仮設費とか、現場管理費とか、工事の諸経費というのは、製品をどこどこへ納めてくれという物品購入ですので、それになぜ今説明があったように、準備だとか、倉庫だとか、保険料とか福利厚生というものが含まれるのかと。一般の土木事業でしたら、当然、工事は発注して工事をするためにそれに伴ういろんな経費は要するというのは当然わかるわけなんですけど、物品を買うのに、品物を納入してもらうのに、なぜそういうものをあえてここに上げるのかと。本来なら物品を買うということになれば、木材調達の8,997万9,000円、当然それに消費税がかかりますけども、こういう考え方をしなければ、非常に不明朗だと思うんですけども、いかがなものかお尋ねしたいのが1点でございます。

そういう関係で、今ありました1億1,370万3,480円が予定価格ということになると、今回契約で上がっておるのは1億1,367万円ですので、99%を上回る予定価格に対する率ということになるので、本来、一般競争入札をすれば、予定価格に対して8割とか85%という形になるとしても、それだけでも1,500万円から2,000万円の差額が出てくるわけなんですけど、その点についてまずお尋ねをしておきたいというのが1点でございます。

それから、前回もちよっとお尋ねした経過もあるんですが、1つは、共同企業体を組んでおる3つの業者ですが、町内業者という考え方ですね。当然、町内業者であれば、本社が京丹波町内にあつて、事業税も納めていただくと。そういう関係の町内業者という位置づけだと思うんですけども、いろいろ見ておりますと、有限会社日新製材所というのは、確かに工

場が角にあります。京丹波町の。しかし、住所は亀岡市曾我部になっておると思うんですけども、そういう面から言うと、なぜ今回その3社として町内業者ということになるのかお尋ねしたいと思うんです。木材連合会の名簿を見ると、亀岡市と嵯峨の製材協同組合には所属されておりますが、京丹波町も入る南丹木材業組合の名簿には記載がありません。工場があるということになっております。工場があるということになれば、下山にあります坂矢木材も下山に工場があるわけなので、同じ考え方に立てば、坂矢木材も加えるということに本来なるべきではないかと思うんですけども、町内業者の考え方ですね。技術があるとかないとかということではなしに、基本的な考え方はどうなのかというのを1点伺っておきたいというように思います。

その関係で、前回も臨時会のときにお尋ねしたんですけども、有限会社日新製材所は、町内に工場があります。工場ということは、当然、建物の土地、所有者ですので、それに対する課税は当然あって納めていただくわけですけども、事業をやってますので、法人事業税というのが本社がなくても課税ができるのか。当然、税金というのは、本社のあるところで納めるわけですので、この点、町内に工場があるだけで事業税というのは課税できるのか。ちょっと改めてもう一度お尋ねしておきたいというように思います。

それから、乾燥の関係でお尋ねしておきたいんですが、前回もお尋ねした経過があるんですけども、人工乾燥なり自然乾燥ということで、今回の場合は中温蒸気式乾燥ということで、高温乾燥ということだと思うんですけども、先ほどありましたけども、府のトレーニングセンターの階段を見せていただいたらすき間があったわけなんですけども、森田議員からも指摘がありましたけども、先ほど来の答弁を聞いておきますと、JAS認定を受けた製品を使用するから大丈夫なんだということだと思うんですけども、トレーニングセンターの場合は、京都府がJAS規格以外のものを使っておったとかどうかというように思うんですけども、非常にそういう点では、製品が出来上がったときにJAS規格を受けますけども、やはり乾燥の仕方によりますので、高温乾燥しておるということはやはりどこかにゆがみが出てきてすき間が出てくると。こういうこともあると思うんですけども、これについてはどういう責任が、例えば瑕疵条約があるということになりましたけども、すき間があったらそれは業者がやりかえるということになるのか。許容範囲ということで許されるのか。その辺についてもどういいう見解を持っておられるのか伺っておきたいと思います。

それとあわせて、府内にJAS工場というのは何社あるのかお尋ねしておきたいというように思います。

それから、見積りの関係なんですけども、今回、府内の3社の業者から見積りをとっ

ておるといふことで、表も出していただいているんですけども、この3社の選定ですね。木材組合の名簿を見ておりますと、200以上の製材所があるわけなんです。その中から3社を選ぶということは非常に難しいと思うんですけども、どういう基準で誰が3社というのを選定されたのか。木材組合に依頼されて、そこの推選なのか。設計者が指名したのかどうか、ちょっとその点についても伺っておきたいと思ひます。

それから、採用単価一覧表を見ておりますと、先ほどありましたA社単価の72%を設計単価にしたということですけど、72%という数字ですね。何を根拠に72%、見積もり価格に対して72%を掛けた金額を設計単価にしておるわけですけども、その基準というのは、72%というのはどこから出てきた数字なのかお尋ねをしておきたいというように思ひます。

たくさんになりますので、とりあえずそれだけをまずお尋ねします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾参事。

○参事（中尾達也君） まず、1点目でございますけども、設計書の中の経費の考え方でございます。経費の考え方につきましては、先ほども説明をしておりましたけども、一般的に工事の発注した場合にそれぞれかかわってきます経費というのと同様に、諸経費のほうをこの製品の調達でも加えているというところでございますが、同額といいますか全体の事業費を工事側でおおむね20%、それから今回の調達でおおむね80%ということで、それぞれに調達と工事の段階での経費がダブって計上がされないように、一定の線引きをさせていただいた上で今回の調達に係ります部分については、必要な経費を80%ということで積算をしたところでございます。

それから、今回、特別随契という形での契約をお願いをしておりますけれども、一般競争に付しますと競争率が働いて契約額も下がってくるであろうというようなことでございますけども、一般的な契約に関しましては、そういうことも言えるわけですけども、今回の木材の調達に関しましては、先ほど来から説明をしておりますように、特に町内業者の育成であったり技術の習得という部分等も踏まえまして、随意契約とさせていただいているところでございます。また、市場の価格等も参考に見積もりをとっておりますので、極端にその額が高い額で設計をしているとかいうものではございませんので、一定見積もりを入れていただいたJVにおかれましても、市場価格と対比しながら厳し目にといたしますか、企業として目いっぱいのところで見積もりを入れていただいたというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） あと、企業体の選定理由ということでございます。本町には伐採

期を迎えた森林資源が豊富にあるということはこれまでから申しております。資源の活用、持続的な環境の維持の観点、そして公共施設におけます木材利用の推進の観点、そういったものから森林資源を活用することが望ましいということになっておりまして、町内には製材業者さん3社あるというようなことで、今回、新庁舎建設を契機といたしまして、大規模工事等におけます木材調達でありますとか製材のノウハウを蓄積することが本町の林業の発展につながるということでございます。

また、新庁舎の建設に当たりまして、製材業者を含めました木材調達ワーキング会議というのも開催してきたところございまして、今後の林業の発展も考えまして、町内3業者の方々協力して庁舎建設の製材を担いたいというようなこともございまして、新庁舎の木材調達に関する共同企業体が設立されたという経過がございます。

また、共同企業体の設立によりまして、製造業者として個々の規模は小さいんですが、3社の協業によりましてリスクを分担して対応するというようなことも可能になるというふうに考えております。

そういったことから、本町といたしましては、新庁舎やこれからの公共事業において、木材利用を推進する立場にありまして、今回の新庁舎建設を町内の製材業者の育成につなげていきたいというような観点から木材調達契約の契約相手方としまして、京丹波木材供給共同企業体を選定させていただいたところでございます。

あと、JAS認定工場の認定所等のことでございますが、京都府内に3社ございます。近くでは南丹市、また宇治市、城陽市のほうにあるということで聞いております。

あと、今回、調達する製品単価の根拠でございますが、予定価格の算出の根拠となる製品単価でございますが、先ほど来申し上げておりますとおり、府内業者3業者から見積もりを徴しまして、その最低価格を採用しているということでございます。見積もり資料は各業者のノウハウが含まれているということでございますが、そこにお示しさせていただいたような価格でお世話になったということでございます。そのパーセンテージでございますが、先ほども申し上げましたが、製造業者が工事業者へ納品する場合にはゼネコンとの納品する場合のコンマ1でありますとか、下請の木工工事会社でありますとかコンマ2の諸経費が価格に上乘せされるということを想定しております。それを考慮しまして、 $0.9 \times 0.8 = 0.72$ という数字を使用させていただいております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） ゆがみ等などが発生した場合でございますが、それにつきまして

は、先ほども申し上げましたが、瑕疵担保ということで対応していくというふうに考えております。期間内に目的の取りかえ、もしくは瑕疵の補修、ともに損害を賠償しなければならないということで、先ほど仕様書にも明記しております期間内におきまして、そういった瑕疵が発見された場合は、業者の責任におきまして補償していくというようなことになろうかと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 法人事業税のお話を聞かせていただきましたけども、法人事業税に関しましては、府税ということになっております。ただし、町内、府内に事業所がある場合には課税されるという形になります。

それと、京丹波町内に事業所がある場合は、たとえ本社が亀岡であっても、従業員があって事業所があるという場合であれば、京丹波町の事業所に関して課税がされるということで、法人住民税というものが課税されます。法人住民税におきましては、均等割と法人税割というのがございまして、法人税割に関しましては、法人が払われる法人税を基本としまして、全体の従業員から京丹波町内にある従業員の割合を出しまして、その割合によって法人税割というものが課税されることになっております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） それぞれ答弁をいただいたんですが、1点目の共通仮設費や現場管理費、工事諸経費の関係ですが、必要経費を8割として、あと2割という説明でありましたけども、契約の提案されております議案第46号では、物品購入ということになっております。物品購入するのになぜ共通仮設費とか、現場管理費とか、工事の諸経費が要るのかと。いわゆる製品を購入するということで契約するわけですから、当然、出来上がったものを納めていただくと。製品1本が何ぼだと。こういう関係だと思んですけども、それになぜ仮設費とか、現場管理費とか、諸経費が要るのかと。ここが私納得できないことなんです。町民の方にとっても、何でやということになると思うんですね。これはちょっとわかりやすくしていただければ、これは納得できないと思うんです。一般の土木の事業であれば、当然、こういうことがあります。また、大きい業者であれば、例えば共通仮設費、現場管理費、例えば通常事業費といいますか、受けた契約の何%というのは基準があるんですけども、私のところは0.1でいいとか、そこで金額も変わってくるわけですけども、そういうことにも普通一般の競争入札ではそういうことになりますし、土木であればそういうことだと思うんです。あくまでも物品ですのでね。製品を買うと。これは提案になっている内容を見ても

そうなっておりますので、そこをはっきりせんといかんと思うし、例えば必要ということであつたら、当然、それは木材調達の製品の中に含まれていないと。製品として仕上げるのに原木で例えば1,000円で買ったと。製材して製品に仕上げるのにいろんな経費が要つたと。だから1,000円だけでも、5,000円が製品として売る金額ですよというのは、当然、そういうように考えるべきだと思うんですけども、こういう考え方ではないのかどうか、今回の場合、この物品購入ということに対して、この点もう一度伺っておきたいと思ひます。

それから、先ほどお尋ねした京丹波町内にある3業者ということジョイント組んだということなんですけども、ここにもありますように、町内の2つの業者、これは前回から聞いておりますように丸和木材と梅原木材と。これは和知にあるわけで、日新製材は工場はあるけども亀岡が主たるところだと。あえて町内の工場があつて、それも含めた町内の3業者ということであれば、ご承知のように、下山にある坂矢木材はカットをされているようでございますけども、しかしこれはこれとして工場でございますし、事業所でございますので、当然、拠点は園部であります、ノウハウも十分お持ちだと思うんです。そうすれば、その業者も入れるというのが本来考え方だと思うんですけども、町内の3業者の基本的な考え方ですね。どこを1つの基準にして3業者を共同体を組んでもらつてるかという点、ちょっとお尋ねをもう一度しておきたいと思ひます。

いろんな業者の育成だとかこういうことを言われておるわけでございますけども、1億円を超す随意契約でございますので、非常に大きい金額でございます。先ほど申し上げましたように、仮設費とかそういう金額だけでも1,500万円になるんですね。相当高額な事業料を払うとなると思うんですけども、やはりそういう面では、町民が納得できるやり方をすべきだと思うんです。やっぱり町の重要な課題で、新庁舎建設ということで、やはり1つの基準を崩してまでどんどん進めるということは、私は間違いだと思ひますので、ちょっともう1点その点伺っておきたいというように思ひます。

それから、トレーニングセンターの関係で、瑕疵の関係をお聞きしたんですけども、当然その業者の責任だということでございますけども、京都府のトレーニングセンターへ現場を見せていただいたら、すき間ができておりました。京丹波町の庁舎の場合、例えばそういうことが起こつた場合、瑕疵として業者が直すという範囲に入るのか入らないのか。例を挙げてですけども、ぜひお尋ねをしておきたいと思ひます。もしも、そういうことで直せる瑕疵の範囲ということになれば、当然、トレーニングセンターもそういうことをやられると思うんですけども、そうはなつておりませんでしたので、ちょっと改めてお尋ねをしておきたい

というように思います。

それから、町内産木材の活用モデルになるとか町長は採算がマイナスでもやってもらえるといえますかそういうことも言われましたけども。実際見ておりますと、モデル事業になるという町内の業者の育成となりますけども、実際は町内に住所を構えて本社を構えてる業者は2業者だけなんです。余りにも新たな業者ができるということではないわけなので、育成というのは町内の丸和木材と梅原木材と日新製材を入れた業者の育成ということを考えておられるのか。幾ら材があっても、それが売れなければ成り立たないわけで、先ほども村山議員からありましたけども、特徴あるものをつくって売らなければ、府内には200以上の製材所があるわけですので、やはりそういう面から言うと、販売ができなければ、幾ら製材所が原木を購入しても販売ができないということになるんですけども、その辺はあくまでもそれぞれの事業者の努力という考え方なのか。ちょっと改めてもう一遍お尋ねしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾参事。

○参事（中尾達也君） まず、1点目の経費の考え方でございます。先ほども説明いたしましたように、今回、木材の調達契約ということでございますけれども、木材にしましては、現場で切り出されたものを現場のほうで目利きをし、それを持ち帰り、自社で製材、あるいは一定の加工等もしてということになってまいりますので、それらを含めた経費ということで、当然、諸経費のほうも掛かってまいります。先ほども申しあげましたように、共通仮設でありますと、例えば準備に要する部分でありますとか、運搬経費でありますとか、また、倉庫の経費でありますとか、そういったものが必ず掛かってまいりますので、その部分について諸経費という形で計上をしているものでございます。

それから、町内の3業者ということでございますけれども、町内に製材工場を所有をされています業者ということになってまいりますと、今回JVとしてお世話になります3社になるということでございまして、いずれも原木を運搬することが可能な業者であるということも加味されておまして、その3社を選定をしたところでございます。

また、木材のワーキング会議ということで、町内の木材の維持でありますとか将来的な管理の部分まで含めてワーキング会議の中でいろいろと意見も出していただきながら、新しい手法等も取り入れる中で今日まで来ているところでございまして、まずは新庁舎の材というものを手がけていただくという部分もございまして、今回のこの3社でJVを組んでいただくということになったものでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） トレセン関係の不具合というような件に関しましては、先ほども申し上げたとおり、基本的にはそういったことが起こらないように、製造工程におきまして品質管理を十分行う。また、J A S 認定をする際にもしっかりと基本に沿って認定をしていただくと。それは間違いないと思いますが、そういった裏づけをしっかりと持つておくということも大事かと思えます。その部材が設計どおりにできているかどうか、それをその都度建築主事とも確認しながら協議を進めていくということでございます。たとえ万が一そういったことが発生した場合は、現場を確認して原因等も究明しながら両者間で協議して対応していく運びになるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 諸経費の関係でお尋ねしておきたいんですが、今回提案になっております1億1,367万円の随意契約の金額なんですが、6,207本を1,200万円で町は売却をしたという臨時会の説明があったんですけども、1本が1,933円30銭という数字になるんですね。それを1億1,367万円ですので、6,207本を買うとすれば、この単価としては1万8,313円ということで、大体10倍近い金額になるんですね。専門家の方によると、原木から10倍ぐらいだということを前回村山議員からもそういう話がありましたけども、それは当然その中には、今参事が説明された木材のいろんな製品にするための費用が入って、そして製品としてそういう金額になると。これは当然だと思います。だからそれを物品として買うということですので、今回提案になっております物品購入という考え方ですね。品物を買うんですね。これにそういう諸経費を新たにつけて買うというこの考え方は、これは一旦すると今後もそういうことをやるということになると思うんですけども、物品購入の規則とか、規定とか、そういうものからしても、私は逸脱していると思うんですわ。出来上がった製品を買うといってるのに、それに製品にするためのいろんな費用が要るんだと。それを諸経費としてみるというようなことは、本来おかしいことだと思うんですね。物品契約ではなしに、事業の契約ということであれば、当然、今説明があったようなことになると思うんですけども、そこははっきりさせておかないといかんと思うんですけども、物品購入契約という面から言うと、これはおかしいし間違いではないかと。はっきり間違いではないと言い切れるのかどうか、改めてお尋ねしておきます。

それから、J A S 規格というのは、一定の認定された工場で認定されるわけですけど、そのときに当然一定の検査もされると思いますけども、トレーニングセンターのように、ああいうすき間ができていくという場合、いわゆる許容範囲ということで瑕疵として認めないと

ということになるのか。いや、当然、今回の庁舎の場合には、ああいうものも入るということなのかどうか、ちょっと改めてはっきりお尋ねしておきたいというように思います。

それから、町内の業者の関係なんですけども、基本的な考え方としては、工場があってそういう製材ができればいいんだということだと思っんですけども、坂矢木材はカットですので、製材できないということかどうか知りませんが、そういうことは確認されておるかどうか、お尋ねしておきたいと思いますし、町内の業者に育成ということであれば、もちろん製材所だけではなしに、やっぱりそれが使われていかないとだめですので、いろんな業種の方も当然育成しないといけないということになると思いますし、他のいろんな建設業者の方についても、災害のときには当然お世話にならないといけない。育成をしないといけないということになると思っんですけども、基本的にそういう考え方に立っておられるのかどうかということと。

それから、今回、1億円を越す金額、本来、特例ということになっておりますけども、随意契約には私は本来すべき内容ではないと。聞きますと、京都府なんかでも随意契約の上限は250万円というようになっておるようでございますけど、やはり本来そういうものを基本的な考え方に基づいて随意契約というのは考えていかなければ、町民からすればおかしいと。1億円も越す随意契約は。こういうように言われる業者の皆さんもあるわけでございますので、やっぱりその辺はしっかり踏まえてやるべきだという点も思いますが、あわせてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾参事。

○参事（中尾達也君） 木材調達ということになっておりますけれども、製品を購入するという事で設計のほうも作成をしております、当然、木材の調達からそれを加工して製品にして、その出来上がった製品を調達をするものでございますので、それに係ります諸経費等については、当然含めて積算をするべきものと考えておりますので、今回の設計等につきましても、それに基づいての算出なり契約であるというふうに考えております。

それから、町内業者でございますけども、製材工場を有する業者ということで、町内には本JVをお世話になっております3社しかないということで確認をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） JAS規格の件でございます。瑕疵等が見受けられたらということでございますが、先ほども申し上げましたように、どれぐらい何ミリあいていたらという

詳細につきましては、今申し上げることができませんが、そのときに現場を見て両者がお互い確認し合い、そのときの状況によって判断されるものと解しております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） ちょっと1点だけ町長にお伺いしたいというふうに思います。

新庁舎の基本設計については、議員それぞれ思いがあったり、間違いがあったりして、基本設計自体の賛否を問う議決案件となっていないことから、現状では、今回の資材調達等にかかわる契約案件については違和感があったのではないかというふうに思います。私自身も基本計画を何とか見直していただきたいという思いがあるんですけども、資金調達や工事の関係から、今回この案件が出されたことについては一定理解はしているところでございます。

ただ、契約を認めてしまえば、基本設計をそのまま実施設計に移行するというところで、規模、構造とか見直す余地がないのではないかということで、私自身の思いからもちょっとかけ離れるというところがございます。本件が議決されれば、認めざるを得ないということでございますけれども、今回の庁舎を含めまして、今後、大型事業も毎回とおりまして、自主財源の乏しい本町につきましては、今後の財政運営を案じているというような中で、3月の定例会の当初予算の中でお聞きしたわけですけども、予算額を限度額として、さらに見直し縮減していくということでご発言があったと思います。どういう思いで、どういう趣旨で、どの部分を指してご発言されたのか。ちょっと確認をしておきたいというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新庁舎の基本設計に関しましては、これは一定こちらのほうで作成をし、出していただいたところでありまして。それぞれの基本設計の中にはいろんな議員各ご意見はあるかと思っておりますけども、一応議会のほうでは新庁舎建設特別委員会でお諮りをいただいたというふうに理解をしておりますし、その中で新庁舎に関して意見書も頂戴したというふうに記憶をしております。基本設計が固まらないことにはその次に進めませんから、基本設計に基づいて現在詳細設計を進めておるところでございます。その中でいろんなコスト削減できる分についてはやっていきたいというふうに考えておりますし、その予算額上限にというのは、面積と単価で今29億5,000万円という金額が出ておりますけども、これから少しでも下げられるように、詳細設計等の中で詰めていきたいというふうに考えて努力をしております。

以上であります。

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○5番（村山良夫君） 私は、議案第46号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約に対して反対討論をしたいと思います。

その前に、いずれ一般質問で聞きたいと思うんですが、私の質問に対して暴論というように町長おっしゃいましたけども、これはぜひ取り消していただきたい。何が暴論なのか私には理解ができません。

それから、今日の質問に対しても十分なことは納得できてませんので、今の暴論の話とあわせて一般質問で、幸い新庁舎のことを上げてますので、お聞きしたいと思っております。

それでは、早速、反対討論を行いたいと思います。

私は、提議されてます議案第46号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約に次の理由により反対をしたいと思います。

1つ目は、議会が成立、可決がなければできないという停止条件の記載が初めないとおっしゃってたんですけど、ちょっと理解の意味がわかってなかったのかどうか知りませんが、これはあるようですので、反対理由にはならないんですけども、十分その点は勉強しておいてほしい。そうでないと、本当の意味がわからない契約をしてしまって、場合によっては入札に参加していただいた業者の方に大変な迷惑をかけるということになるということをお返省しておいてほしいと思います。

それから、2つ目は、今回の調達ですね。製品はJAS規格に合ったものを期待しているということをございました。次の反対の理由にもなるんですが、製品をつくっていく上で、最終的にはこのJVの方が組柱としての製品を加工されるということになる。その製品を買おうとしたら、最終的なところは、JAS規格の認定工場でないという期待した経費そのものが購入の対象にならないということになるんです。そういう意味では、JV3社の方は、JAS規格の工場でないとおっしゃってるので、期待した製品を購入できないことになります。そうなってくると、この契約そのものが無効になるというように思います。そういう点で反対をします。

それから、もう1つ気になりますのは、瑕疵担保ですけども、いわゆるJVの方とは瑕疵担保の契約はできると思うんですが、加工していただくJAS規格の企業との瑕疵担保の契約は本当にできているのかどうか、これも不十分だと思います。その点が反対の1つ。

それから、次に、町長選挙の争点の1つで、この新庁舎整備というのは最大の争点であり

ました。このときにこの事業が将来の行政サービスの悪化につながらないように、町長は身の丈に合った事業に見直すとおっしゃいました。町長就任1年半が過ぎた今、具体的に聞いたのは、教育委員会をこちらへ持ってこない。本庁に持ってこないということで4億5,000万円ほど縮減できた。これだけだというお話ですけども、これでは余りにも怠慢でないかなと思うことが反対理由の1つです。

それから、次に、この事業を展開していく上で常識的に考えれば、初め具体的な事業計画をして、その次にその事業に必要な予算を決めて、その予算をどういう方法で調達するかというのを決めて、それから事業に取りかかるのが一般的に常識ですよ。個人が家を建てるときでも、大きさも決まってない、金も何ぼ要るかわからへん。どないして調達するのかわからへん。そやけど、ともかく着工するというようなことをするというのは、もう無謀としか言いようがないわけです。今回聞いたら、29億5,000万円のうち、もう既に3億1,300万円が予算執行されているということですので、こういうことは絶対許されることではないと思いますので、反対をいたします。

その次に、平成31年度の予算で申し上げたとおり、各種補助金がカットされてますし、また、病院関係の担当課長からは、一般会計が非常に厳しいので、希望的観測による予算編成をしましたというような発言がございました。これはよく考えてみたら行政サービスの悪化の兆候だと思います。ということは、今後、これに加えて安易な状態で新庁舎事業の計画を進めると、ますます本当に行政サービスが悪化してしまって、先ほども申し上げましたように、亀岡市は、まだ大丈夫だと思ってるのに使用料の見直しを今回の議案で上げておられるというようなことで、私のところは財政から考えてたら、もうそのことは考えないかん状態になってる。にもかかわらず、そういう財政も大事やけどもと言いながら、そういう行政サービスの悪化に対する感覚というのは、眼中にないというように思います。こういうことは許されることでないということが反対です。

それから、その次に申し上げたいのは、これも同じようなことになりますので、これは飛ばします。

それから、もう1つ大事なことは、木造構造物にすることによって、京丹波町内の林業家の育成になるのと。地場産業の業者の育成になるということが錦の御旗となっていますが、この事業で林業家としての生業が可能になるかということが、先ほど例を挙げてもらったように、もう130万円ほど赤字になってしまう。そんなことで生業はできない。誇りを持ってそのことをやるという話ですけども、それは大変だと思います。私も、過日、安栖里の鐘打山の山も見に行きました。あれはちょうど1ヘクタールちょっとぐらいの規模なんですか

ね。非常に険しい山で、植林はできましたけど、後の草刈りとか、枝打ちとか、間伐というようなことが本当にやっていけるのかなというように疑問を思うようなことです。だから、この事業で林業家の育成をすると。生業ができるようにすることが大事で、そういう期待論というんですかね。林業家はそんな金のことだけとちゃうわというようなことが本当に通用しないと思います。町長は裕福ですのでそう思われてるかもわかりませんが、京丹波町の町民の中には、本当にその日の生活にも困っておられる方があるんですよ。林業家やら農家というのがそうないと思うんですけども、副業みたいになってて、林業が非常にネックになってるということはあると思います。私の住んでます安井という地域ですけども、安井地域に生産森林組合があるんですが、これも毎年100万円から前後赤字になってます。これは幸い緑公団の道路がそこを通りましたので、その売却代金がまだ手元にありますので、組合員の負担まではまだ行ってませんが、非常に厳しい状態なことは、もうどこの生産森林組合も同じだと思います。そんな中で、生業ができないのに林業を気張ってやるわという人があるということの認識が私には理解できないというふうに思います。また、先ほども申し上げましたように、京丹波町は山林の多いところですよ。ですので、できれば京丹波町は山林から生産できる製品が全国的に有名になって、全国から注文をしていただけるようなブランド化された製材所をつくるのが非常に私は大事だと、本当にこれを考えるならそのことが大事だというふうに思うんです。しかし、今回の町有林を切って、それを新庁舎に使ったから、そういう状態になるというようなことは到底考えられないということが反対の1つです。

それから、その次に、火災の件ですけども、逃げ遅れによる死亡というのがやっぱり発生していることは事実のようですし、もう一度調べていただいたら結構ですけども、これはやはり集成材の問題だというように言われてます。今回の組柱もこの集成材の一部だと思います。先ほど申し上げたとおり、和ろうそくの煙突効果がやっぱりその原因だというように思います。その効果が原因だと思います。外側に45ミリの燃えしろをつくっても、中側からまた燃えていけば、本当に防火の機能が発揮されるとも思いません。そういうことから、そういう危険な、まだ実績のない組柱を利用した庁舎を建てるということは、先ほどの暴論ではないですけども、大暴言だと思います。

以上が私が本案件に反対する理由です。

そこで、そのことについてちょっと申し上げておきたいのは、この4月の議案第45号と今回の議案第46号は、内容はほぼ100%同じです。ですので、この両議案の賛否をこれから問うわけですけども、この前のときに賛成をされた方が今回反対をされたり、またこの

前のときに反対をされた方が今回賛成をされるというようなことがあれば、幸い今日はC A T Vの放映もするわけですから、ここで前の議案第45号と議案第46号の採決に対する行動が違った方は、議員の説明責任を果たすためにも反対討論なり賛成討論、ぜひしていただきたいというように思います。

先ほども紹介しましたように、今回、一般質問で、町民の方が否決になったので、大きく重大な出来事だと。否決が内容が違ってるみたいなことをおっしゃってます。こういう町民の方が誤解されてるわけですから、その誤解を解くためにも、これは仮定の話ですけど、否決になった案件が1カ月か2カ月の間に内容は何も変わらないのに、もし可決になるとしたら、議会はどうなんやと言われますので、そういう現象が起きる可能性のある行動をされる議員の人は、くどいようですけども、やはり議員としての説明責任を果たしていただきたい。そのためにはここで反対討論なり賛成討論をしていただくことを切にお願いいたしまして、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

隅山君。

○8番（隅山卓夫君） 議案第46号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約について、賛成の立場で討論をいたします。

一言申し上げることがございます。

先日二日には、全国植樹祭が愛知県で開催をされました。11年ぶりに天皇皇后両陛下が出席をされ、お言葉を述べられました。

我が国は国土面積の3分の2を森林が占める世界有数の森林国です。健全な森林は、木材をはじめとする林産物の供給のみならず、清らかな水、豊かな実りをもたらす大地や海を育み、さらには地球温暖化防止や生物多様性保全にも大切な役割を果たすなど、私たちにさまざまな恩恵をもたらしてくれる国民共通の財産といえます。こうした森林のかけがえのなさを思うとき、その保全はもちろんのこと、森林を伐採して利用することに伴い、再び苗木を植えて育てることを通じ、健全な森を次世代のためにつくっていくことは、私たちに課せられた大切な使命であると考えますと述べられました。私も大いなる感銘を拝受すると同時に享受するものであります。

さて、討論の前に、経過を整理いたしますと、本契約案件については、新庁舎整備事業に伴う第1回目の木材調達に関しまして、平成30年9月定例会で木材調達金額の補正予算が議決をされ、同年10月24日開催の第3回臨時会において、京丹波町木材共同企業体との

随意契約の提案があり、市場価格の調査が不明確だとの指摘がありましたが、先行調査との必要性が容認をされ、契約内容については賛成多数で可決をされました。平成31年3月22日一般会計当初予算において、第2回目木材調達金額が議決をされ、同年4月24日第2回臨時会において、京丹波町木材共同企業体の随意契約の提案があり、賛成少数で否決となりました。なぜ否決をされたのか。今回の契約金額は1億1,367万円と高額であり、以下のことが要因と私は考えております。1つ目は、新工法の組柱の安全性について。2つ目は、JAS材（日本農林規格）認定の構造材の確保が同木材共同企業体でできるのか。3番目は、随意契約といえども3社見積もりが必要である。その提示がなされなかった。4番目は、終了した1回目の伐採搬出運搬作業費を、並びに売却実績の報告がない。5番目は、新庁舎建設実施設計がまとまっていないのにどんどん木材調達が先行する。必要性は理解しても、調達内容が理解できないなど、審議に資する必要な資料が提示されないばかりか、一連の執行部の対応については、議会の軽視ではないかの発言もありました。真摯な対応に欠けるところが私も見受けられるように思いました。今後の対応につきましては、より親切に判断するに至る具体的な明瞭な資料提出に努められるよう強く要望するものであります。

その上で、今回執行部より提示されました資料は、計画的には余裕がない中、十分な時間をかけて多方面にわたる資料が添付されており、この点については高く評価をいたします。町内の豊富な森林資源を有効活用するための京丹波町木材共同企業体の役割。町内産木材活用の波及効果。組柱については試験体による実証実験の実施。今後の林業経営の取り組み方。実施設計案の提示時期の予定も明示するなど、議会への対応には大きな変化を見ることができます。本町の森林率は83%と豊富な森林資源に恵まれており、植栽後50年、70年を経過して大きく育ち、伐採をして利用する時期を迎えており、これ以上の大径木化は建築木材としての利用用途が狭まり、代価に反映しないばかりか、森林の機能を低下をして近年の集中豪雨や台風に耐えられなくなり、災害の発生要因として問題提起がされている。この状況を克服するため、京丹波町にふさわしい庁舎をいち早く建設して、多くの建物が建てられる都市部において、構造用材のCLTや新工法組柱による建築物により国産材の活用が進めば、伐採期を迎えた町内森林の活性化と間伐材などによる森林の整備が促進され、健全な森はぐくまれ、保水機能、緑のダムや土砂の流出を防止する機能の向上が図られ、暮らしの安全安心に貢献すること大であります。

また、森林環境譲与税が今年から交付開始されましたが、都市部は税の活用に苦労していると聞いております。都市と地方がともに発展する新たな関係につながるよう望むものであります。

結果、時間がかかるでしょうが、本町の林業振興に大きく寄与することとなります。

以上、述べましたように、国が定めました公共建築物等における木材の利用に関する法律、法律第36号平成22年制定第4条は、地方公共団体の責務として、公共建築物における木材の利用に努めなければならないと明確に規定をしております。

さらに、京丹波町森づくり計画、平成25年4月策定においても、公共建築物における町内産木材の利用促進を図ることを基本方針としている。これらに即した事業でありますので、本議案新庁舎建設木材調達契約については、議員各位の賛同を賜り、一日も早く工事が進行することを願い、賛成討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案されております議案第46号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約について、反対の立場から討論を行います。

今、隅山議員から賛成討論ございまして、植樹祭の発言もございましたが、木材の低迷の一番の問題というのは、輸入自由化が町長もありましたけども、発言が、これが一番大きな要因であることは明白なことであります。これは何といたしても、政治の責任が一番大きいということを指摘しておくものでございます。山村で住む我々としては、やはり山で暮らせると。こういう条件が当然必要でありますけども、やはりその大きい政治の責任、輸入自由化によって大きく価格が崩れてきたというのが一番の原因であるという点も申し上げておきたいと思えます。

それでは、議案第46号について申し上げておきたいと思えます。

今回の提案の理由は、平成30年10月24日開催の第3回臨時会や平成31年4月24日開催の第2回臨時会に提案された新庁舎整備事業として、木材調達契約議案の同じ提案理由であります。それは新庁舎建設の構造を木造と鉄筋コンクリートづくりの複合構造として、木材の調達には原木の切り出しから伐採、仕入れ、加工など複数の工程があり、長期間を要することから、木材調達を先行して行うということ。また、新庁舎整備事業を契機として、町内産木材活用のモデルとして、1つには生産者等の森づくりの意欲の拡大。2つには森林林業分野の担い手の育成と技術継承を高めると。こういうことを目的として、製材業者としてのノウハウを持つ町内の3業者で構成された共同企業体と随意契約を締結と。同じ内容であります。4月の臨時会でも申し上げましたが、10年後、20年後、さらには50年後を見通した京丹波町のまちづくり、そういうものを踏まえて新庁舎建設はやっぱり考えるべきだということに思えます。

そこで、まず申し上げたいのは、人口減少による消滅自治体が生まれる状況が起こっている中で、京丹波町でも平成17年の合併時の人口は約1万6,000人でした。本年の5月1日現在で広報京丹波に記載されております数字が1万4,073人となっております、合併以来13年6カ月で2,000人近い人口が減少しているということになっております。全国でも京丹波町でも人口減少の流れの中で、新庁舎建設も当然そういうことを踏まえて考えるべきだと思います。京丹波町の新庁舎建設は、人口規模や財政規模に見合った新庁舎にすべきであるということでもあります。

また、町長選挙で町民が示したのも京丹波町の財政規模、人口規模などに見合った身の丈に合った新庁舎にすべきということでもございました。太田町長の公約も規模、構造工法、費用を見直し、建設事業費を削減するというものでありました。これまで示された内容から見ると、前町長が示しておられました基本計画に基づいて進められております。これでは公約違反です。町長は公約を守るべきです。南丹市のように一旦立ちどまって考えるべきだと思います。

今回提案されている木材調達の方法は随意契約ですが、提案理由にあります物品購入契約となっておりますから、質疑でも指摘をしましたが、共通仮設費、現場管理費、工事費、諸経費、一般管理費がなぜ必要なのかわかりません。これでは通常の工事入札と同じであります。こんな優遇措置はすべきではないと考えます。こういうことをすることによって、結局は単価が高どまりになるということを指摘するものであります。

1つには、さらに次の点を指摘するものであります。町内産木材を使用することで、生産者等の森づくり意欲の拡大。林業担い手の育成などが図られるとしておりますが、高齢化とあわせて山林からの収入が見込めない中で、本当に生産者の森づくりの意欲が生まれてくるのか、見通しが見えてきません。この間の資料を見ても、木材の伐採や搬出などの費用を原木販売収入で差し引いて黒字にどれだけなるのか。これでは森づくりの意欲や後継者が生まれません。絵に描いた餅となります。町長は、赤字になっても林家の誇りになると言われましたが、これは希望でしかありません。

2つ目に、今回の木材調達の随意契約者である共同企業体で、町内に本社を置くのは2業者だけです。結果として、一部のしかも特定の業者に利便を図ることになってしまいます。新庁舎建設は京丹波町の大事業であり、大きな公共事業です。公平公正を期するうえでも、当然、一般競争入札とすべきであります。

3つ目には、随意契約議案の木材調達について、幾つかの資料も提出されましたが、資料の内容について十分な審議が必要です。資料1から6や補足資料の内容を見ても、町内木材

産の利用について、共同企業体の役割、JAS材について、乾燥について、組柱について、町内産木材活用の波及効果について、実施設計について、木材の体系化について、林業の経営についてなどの内容についても、当然、議案は即決ではなく、新庁舎特別委員会などを開催して十分な審議を行うべきであります。即決で採択を行うべきではありません。

4つ目に、新庁舎整備事業木材調達業務の設計書の内訳書にある、1つには共通仮設費、2つには現場管理費、3つには工事諸経費（一般管理費）は共同企業体から物品購入として製品を購入するのであり、購入側は共通仮設費、現場管理費、工事諸経費をなぜ負担するのか。必要な製品を発注するだけでよいと考えます。町が随意契約の相手側の立場で諸経費を算出している。これが業者の育成ということなのか。しかも町内の本社のある製材業者2業者です。これで公正公平な行政の運営と言えるのでしょうか。

5つ目は、町民が苦勞して納めた税金を投入する新庁舎建設事業は、全ての情報を公開し、住民合意を最優先にすべきです。町長の公約である行政の公正化、透明化の徹底とも相反する対応です。これでは町民は納得できません。特に財政状況の見通し資料でも、令和2年度から実質公債費比率が18.5%になり、財政が危機的な状況にある中で、新庁舎建設は必要最小限の規模と予算額で建築するべきであります。事業費削減には鉄骨を主体とすとか鉄筋コンクリートにするなど検討して町民に情報を示し、住民合意で新庁舎建設に取り組むべきです。積極的な情報発信を行う姿勢が不十分です。そして、若者定住や子育て支援のまちづくりからも図書館の必要性、交流休憩室や大会議室など根本から再検討すべきです。木材調達契約の提案は、新庁舎建設は基本設計に基づいて既成事実が積み上げられています。事業費や詳細設計を示すべきです。6月末か7月とされていますが、木材調達が行われることは当然詳細設計に基づいていると考えるのが視点です。全体を示さない方法で進めるやり方は、結果として事業費や各諸経費などの節減や削減、見直しなどが不十分になり、周辺整備も含めると費用が大幅に増えることになると考えます。新庁舎建設は、京丹波町の今後の財政見通しや人口見通しなどを踏まえた身の丈に合った新庁舎の規模と事業費で建設すべきことを再度求めるものであります。新庁舎建設の総事業費は15億円以内と決めて取り組むべきであります。京丹波町では、さきに申し上げましたが、合併後2,000人近く人口が減少しています。周辺部を中心に人口減少と高齢化が進んでいるのです。集落の維持すら難しくなっています。これが実態です。さらに、農協の支店の統廃合も強行され、周辺部がさらに落ち込んでいくこととなります。周辺部に住む住民が高齢になっても安心して暮らせるようにすることが行政の責任です。この立場で新庁舎建設の規模、構造工法、手法などを見直し、事業費の大幅削減に取り組むことが町長の仕事であることを指摘し、反対討論と

するものであります。

最後に、一言申し上げておきたいと思います。

資料提供について町長からありました。税金を使って行う事業、住民の立場でどう使われているのかチェックする責任が議会や議員にも当然あります。ですから、それにかかわる資料、当然、議員個々の資料請求権も認められていることを申し上げて反対討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

鈴木君。

○15番（鈴木利明君） 15番議席、鈴木利明でございます。

議案第46号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約について、賛成の討論を行います。

私は、先ほど隅山議員の賛成討論もありましたので、要点をまとめ論点整理を行い討論をいたします。

本議案は、平成31年4月24日に開催された第2回臨時会において、賛成少数で否決されました。このような重要な議案が否決されるという事態は、本町合併以来初めてのことでないかと危惧をいたしております。他山の石とすべく、執行部のおかれては、今後の慎重な対応を強く求めるものであります。本件が万一再び否決されるようなことに至れば、新庁舎建設という町民長年の悲願が根底から揺らぎ、頓挫の懸念も考えられます。このような事態は決して許してはならん。あつてはならん。私はこの強い思いの中で賛成の理由を申し上げます。

本案は、新庁舎に使用する木材が原木の切り出しから加工などに長期の工程を要することから、木材調達を先行して行うものであります。また、林業の担い手の育成と技術の継承の観点から、町内3業者で構成する企業体と随意契約を結ぶ点にあります。使用する木材、スギ、ヒノキ、6,207本は、全て町内産であります。このうち約90%は町有林から産出されます。この貴重な木材は、今からおよそ60年前、先人たちにより植林されました。森林組合や町内企業を通じ、植える、育てる、切るという自然の循環をしっかりと世代に引き継ぐことは、今に生きる私たちの大きな使命であるかと思えます。

3つ目には、構造材は日本農林規格（JAS）の認定工場で所定の検査に合格した材が使用されます。すなわちJAS材の使用であります。また、乾燥することによって寸法が狂わない乾燥材は、含水率20%以下と規定をされております。木材の軋みとは全く無縁であります。今回の採用する組柱は、京都大学、京都府立大学などで実証実験を行っております。柱の座屈耐力は理論値を30%上回る好結果が報告をされております。このように新庁舎に

使用する木材は、しっかりとした検証と管理の中で製造管理されます。また、採用見積もりも単価は安く見積もりされております。新庁舎は町民結集のシンボルタワーであります。当初の計画に沿い、安全に進捗し、一日も早く完成することを期待いたしまして、私の賛成の討論といたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 反対の討論をします。

提案資料が5月30日配付されたとはいえ、このような重要な案件を説明当日に採決することは事前に審議時間を限定するものであり、議案さえ通ればよいとする強硬な政治手法を認めることとなります。住民の信頼を裏切るものとして、議案の内容いかんにかかわらず、町民の代表として賛成することはできません。

以上、反対討論を終わります。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

山田君。

○10番（山田 均君） 採決の前に議長にちょっとお尋ねしておきます。

平成20年9月30日に成立しました京丹波町議会議員政治倫理条例では、第2条で議員の責務、第4条で請負契約に関する遵守事情というのを定めております。見てみますと、この条文には該当しませんけども、新聞報道などから1億円を超える物品購入契約のこの議案に対して、議員の親族が参加する契約議決ですね。採決に加わることへの意見がありました。議員政治倫理条例の内容で条例違反にはなりませんけども、町民からの疑問の声が出されている中で、道義的にこの採決には加わらない方がいいのではないかと考えるわけですが、議長の見解を伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） ただいまの山田議員の発言につきましては、議員倫理条例、また除斥の規定に該当する議員はないと判断をいたします。

議案第46号 令和元年度 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手多数であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩します。午後2時までとします。

休憩 午後 0時55分

再開 午後 2時00分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいまから上程になります日程第6、同意第3号 固定資産評価員の選任についてから日程第11、議案第51号 平成31年度グリーンランドみずほホッケーグラウンド夜間照明設備新設工事請負契約についてまでの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

《日程第6、同意第3号 固定資産評価員の選任について～日程第11、議案第51号 平成31年度グリーンランドみずほホッケーグラウンド夜間照明設備新設工事請負契約について》

○議長（篠塚信太郎君） これより、日程第6、同意第3号 固定資産評価員の選任についてから日程第11、議案第51号 平成31年度グリーンランドみずほホッケーグラウンド夜間照明設備新設工事請負契約についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 引き続き提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第3号 固定資産評価員の選任につきましては、固定資産評価員は、固定資産を適正に評価するとともに、市町村長が行う価格の決定を補助するために設置することとされており、令和元年5月31日付で、伴田邦雄評価員から辞職願が提出されたことにより、今回、谷 俊明副町長を選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第47号 京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、投票管理者等の報酬額を改めるものであります。

議案第48号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

婚姻によらず生まれた子を持つひとり親に対する税制上の対応や、自動車取得税にかわる環境性能割の導入に関するものなど、個人住民税及び軽自動車税に関する内容につきまして、今回の法律改正にあわせて、文言の整理等を行うものであります。

議案第49号 京丹波町三ノ宮財産区財産管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、土地の使用料につきまして、貸付先の各区の財政状況や山林の現状から判断し、1ヘクタールにつき年額1,500円に改めるものであります。

議案第50号 京都地方税機構規約の変更につきましては、京都地方税機構が処理する事務に固定資産税の償却資産に係ります申告書の受付やデータ化等の事務を新たに追加するとともに、税制改正の内容に基づき、規約内の文言を整理するものであります。

議案第51号 平成31年度グリーンランドみずほホッケーグラウンド夜間照明設備新設工事請負契約につきましては、奥滝電気株式会社と9,185万4,000円をもって契約を締結することについてであります。

なお、工期は、令和2年2月28日までといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は、日程順にお願いをします。

豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） それでは、同意第3号 固定資産評価員の選任につきまして補足説明を申し上げます。

町長の提案説明のとおり、令和元年5月31日付で伴田邦雄評価員から辞職願が提出されましたことにより、今回、谷 俊明副町長を選任することについて、議会の同意をお願いするものであります。

それでは、同意第3号を朗読して説明にかえさせていただきます。

同意第3号 固定資産評価員の選任について

下記の者を京丹波町固定資産評価員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求める

記

住所 京都府船井郡京丹波町新水戸黒地13番地

氏名 谷 俊明 昭和31年12月12日生

令和元年6月4日提出

京丹波町長 太田 昇

提案理由、新たに固定資産評価員を選任する必要があるため。

なお、職歴等につきましては、裏面のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） それでは、議案第47号 京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

この条例の根拠となりますのは、町長の提案理由の説明もありましたように、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴うものでございます。

この法律の改正された趣旨でございますが、最近における物価の変動及び選挙等の執行状況等を考慮し、上位法であるこの法律が改正されたということになっております。

ページをめくっていただきまして、新旧対照表をつけておるわけでございますが、それぞれの選挙の執行にかかわりまして、お世話になります投票管理者から期日前投票所の投票立会人までの報酬額を各額200円ないし100円引き上げがなされたという改正になっております。

以上、簡単ではございますが、議案第47号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 議案第48号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日を本年4月1日及び6月1日とする必要のある改正につきましては、専決処分の措置により第2回臨時会においてご承認いただいたところでございます。

今回は、それ以外の部分についてご提案をさせていただくものでございます。

まず、地方税法改正に概要につきまして、ご説明を申し上げます。

今回、公布された改正地方税法は、平成31年度税制改正大綱を受け、現下の社会情勢等を踏まえ、経済の好循環をより確かなものとし、地方創生を推進する等の観点から、税制上

必要な措置が講じられたところであります。

今回の町税条例の改正案につきましては、これら地方税法において改正された内容に基づき、必要な整理をお願いするものでございます。

それでは、町税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げます。

最初に、新旧対照表 1 ページ、第 1 条関係からごらんください。

まず 1 ページ、第 3 6 条の 2 第 6 項につきましては、年末調整の所得控除額と確定申告の所得控除額が同額である場合は、年末調整で受けた所得控除額の合計額が記載できるようになり、住民税申告においても同様の取り扱いができるよう法改正に伴い、適用条項及び所要の文言の整理を行うものであります。

続いて 1 ページから 4 ページ、第 3 6 条の 3 の 2 及び第 3 6 条の 3 の 3 につきましては、給与所得者または公的年金等受給者が児童扶養手当の支給を受けている児童の父母で、婚姻をしていない者または配偶者の生死が明らかでない者であります単身児童扶養者である場合は、扶養親族等の申告書にその旨を記載することとなり、法改正に伴い適用条項及び所要の文言整理等を行うものであります。

続いて 4 ページ、第 3 6 条の 4 につきましては、法改正に伴い適用条項のずれ及び文中表現等について整理を行うものであります。

続きまして 4 ページから 5 ページ、附則第 1 6 条の 2 第 1 項から第 3 項につきましては、種別割を賦課する場合の特例適用する該当軽自動車の判断等について、今回法改正に伴い新設するものでございます。

次に第 2 条関係、6 ページから 1 0 ページでございますが、法改正に合わせて既に議決をいただきました平成 2 9 年条例第 7 号の規定中、平成 3 1 年 1 0 月 1 日施行分になります一部について、今回の地方税法等の一部を改正する法律の公布により、改正が必要となるものであります。

まず 6 ページ、附則 1 5 条につきましては、令和元年 1 0 月 1 日から令和 2 年 9 月 3 0 日の間に、平成 1 7 年排出ガス基準 7 5 % 低減かつエネルギー消費効率が 2 0 2 0 年度基準エネルギー消費効率以上である 3 輪以上の自家用のガソリン軽自動車を新規取得した場合は、環境性能割を課税しないこととする所要の文言整理等を行うものであります。

続いて 6 ページから 7 ページ、附則第 1 5 条の 2 の 2 第 2 項から第 4 項につきましては、環境性能割を賦課する場合の特例適用をする該当軽自動車の判断等について、今回の法改正に伴い、条ずれ修正及び項を新設するものであります。

続いて7ページから8ページ、附則第15条の6につきましては、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に、総務省令で定めるものである軽自動車を新規取得した場合の環境性能割における税率の特例を今回の法改正に伴い新設するものであります。

続いて8ページから10ページ、附則第16条につきましては、平成31年4月1日から令和2年3月31日の間に初回車両番号指定を受けた軽自動車の令和2年度課税において、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に初回車両番号指定を受けた軽自動車の令和3年度課税において適用する種別割の軽自動車税率等を今回の法律改正に伴い文言修正及び新設するものであります。

次に11ページ、第3条関係をごらんください。第24条については、町民税等非課税とされる範囲に単身児童扶養者を新たに追加するものでございます。

続いて11ページから12ページ、附則第16条につきましては、乗用自家用である電気自動車等の軽自動車に限り、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に初回車両番号指定を受けた令和4年度課税において、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に初回車両番号指定を受けた令和5年度課税において適用する種別割の経過税率等を今回の法改正に伴い文言整理及び新設するものであります。

最後に12ページ、附則16条の2につきましては、附則第16条に第5項を新設したことによります適用条項のずれについて所要の整理をするものであります。

以上、簡単ではありますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） 議案第49号 京丹波町三ノ宮財産区財産管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明をさせていただきます。

町長提案説明にありましたとおり、三ノ宮財産区財産の使用料を改正するもので、第2種財産の使用料を現行1ヘクタール当たり2,000円としておりますものを1ヘクタール当たり1,500円に改めるものでございます。三ノ宮財産区におきましては、京丹波町三ノ宮財産区財産管理条例を定め、財産区財産の管理を行っているところであり、その財産の種類は第1種と第2種に分類され、財産区が直接管理経営する財産を第1種、使用料を徴収して区に貸し付ける財産を第2種と規定しております。第2種財産の貸付期間は20年とされており、平成31年3月31日でその契約期間が終了することから、契約の更新について各区に対し貸付契約継続の意思確認が行われたところです。近年、山林の価値が低迷しており、貸付料の支出を負担に感じているとの意見が多数を占めたことにより、三ノ宮財産区管理会

及び三ノ宮地区区長会において貸付料の減額が検討され、その額を1ヘクタール当たり1,500円とすることで調整がなされたことから、このたびの条例改正を提案するものでございます。

改正を行う条文につきましては、議案書をめくっていただき新旧対照表をごらんください。

第4条使用料において、第2種財産の使用料を1,000平方メートル当たり200円から900円までとしておりますものを、1ヘクタールにつき年額1,500円に改めるものでございます。施行日は議決後の本年7月1日としており、7月以降の使用料から適用することとしております。

以上、ご審議賜り、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 議案第50号 京都地方税機構規約の変更につきまして補足説明を申し上げます。

今回の変更につきましては京都地方税機構が処理する事務に新たに固定資産税における償却資産申告書等のデータ作成及びこれらに関する事務を追加するためなど、その規約を一部変更することについて地方税法の規定に基づいて上程させていただくものであります。

まず概要につきましてご説明申し上げます。京都地方税機構に基づく事務につきましては、平成22年から徴収業務を、平成24年から法人関係税業務を、平成29年からは軽自動車税業務について京都府と府下25市町村の共同で行っているところであります。

このたび業務の効率化や適正かつ公正公平な税業務の一層の推進を図るため、固定資産税における償却資産の課税に関するデータの作成等の一部事務について、京都地方税機構が処理する事務への追加や平成28年度及び平成31年度改正に伴う税改正に伴う文言整理など、機構規約の一部を変更をお願いするものであります。平成23年から京都地方税機構及び構成団体の間で、共同事務処理について協議を重ねてきた経過があります。当初から固定資産税における償却資産の共同処理化についても協議を進めてまいりました。償却資産に関しては申告課税となっており、納税者の利便性の向上に寄与するため、市町村個々の対応でなく、申告窓口を京都地方税機構に一本化し、機構が構築する共同処理システムを活用した申告書等のデータ作成を共同で実施することにより、固定資産税業務における償却資産事務の効率化、課税の適正化を図るものであります。

また、地方税機構の規約の変更には、地方税法の規定に基づき構成市町村の議決が必要なこととなりましことから、今回上程させていただいてるものであります。

それでは、規約の変更内容について、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず1ページから2ページをごらんください。第4条につきましては、広域連合の処理する事務について定めるものであります。第1号及び第2号につきましては、平成28年度税制改正及び平成31年度の税制改正に伴い、適用条項及び所要の文言の整理を行い、また、今回新たに第3号として、固定資産税の償却資産に係る申告の受け付け、データ作成及びこれらに関連した事務について定めるものであります。また、あわせて、これに伴う適用条項のずれについて整理を行うものであります。

続いて2ページ、第5条につきましても、地方税法に基づき、広域連合が作成する広域計画の項目について定めるものであり、固定資産税の償却資産に係る事務の追加に伴い、第1号における適用条項についても同様に整理を行うものであります。

最後に2ページから4ページ、第17条関係に係る別表につきましては、第4条第3項の改正に伴いまして、新たに固定資産税の償却資産事務に係る負担金区分並びに負担金の額等について追加するものであり、現行の徴収業務、法人関係事務及び軽自動車税関係事務と同様の考え方に基づき定めるものであります。

なお、施行期日は、総務大臣の許可の日からとなりますが、第4条第1号第2号につきましては、地方税法の一部が改正される関連部分が施行される令和元年10月1日となります。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 議案第51号 平成31年度 グリーンランドみずほホッケーグラウンド夜間照明設備新設工事請負契約につきまして、その補足説明を申し上げます。

当施設につきましては、昭和63年の京都国体や平成9年と平成27年の2度にわたる高校総体を契機といたしまして、現在の観客席付人工芝グラウンドとして整備してまいりましたけれども、全国規模の大会では、複数日で開催されることが多く、近年の異常気象下では試合日程が大幅に変更され、夜間照明により夕刻から試合を実施することになることから、今後も全国規模の大会を誘致を図るためには、夜間照明は必要不可欠なものとなっております。

また、当施設につきましては、京都府内唯一のホッケー専用グラウンドで、京都府内のチーム練習や大会、リーグ戦等、休日を中心に使用可能な空き時間が少ない状況にあるため、夜間照明設備を新設することによりまして、夕刻から夜間の使用が可能になりますことから、地元のスポーツ少年団、蒲生野中学校、瑞穂中学校、須知高校のホッケー部などのよりフレキシブルな利用への対応や高校・大学等の合宿などの受け入れ拡大の可能性も広がり、本町

な貴重なスポーツ観光施設として、ひいては地域の活性化に資することになると考えるものであります。

さらには、瑞穂小学校において、本年度からふるさと瑞穂について語れる児童になってほしいとの思いから、和知の人形浄瑠璃、下山の丹波八坂太鼓などと同様に、ホッケーを1・2年生の体育の授業で取り組んでいただくなど京都国体から30年余りを経て、今やホッケーは子どもたちの中で着実に根つき、ふるさとの象徴的な存在となっており、今回の夜間照明の整備により、子どもたちにとりましても、よりふるさとの誇れる施設となることを期待するものであります。

それでは、議案書の資料2をごらんいただきたいと思います。工事の概要を記載しております。主には電気設備工事でございます、1の照明設備として、①照明中8本設置箇所につきましては、次の資料3のグラウンドの両サイド側の観客性の上部照明中、AからHまでを記載しております8カ所でございます。

続きまして、また資料2に戻っていただきまして、②LED投光器48台でございます。照明中1本につき資料4の左下に示しておりますけれども、その投光器を1本につき6台設置するものであります。いわゆる水銀灯につきましては、当初の導入費用を抑えることにはなりますけれども、水銀に関する水俣条約によりまして、2020年で国際的に製造が中止されることになっておりますことから、今回のLED方式の投光器を採用することによりまして、将来にわたっての環境問題への対策や維持管理経費、ランニングコストの節減が図れるものと考えております。

なお、照明の照度、明るさにつきましては、日本ホッケー協会のホッケー場照明施設ガイドラインが示します平均500ルクスを確保するものでございます。

その他夜間照明設備に必要な構内配電線路や変電設備をあわせて整備するものでございます。

工期につきましては、資料6に示しておりますとおり、令和2年2月末の完成を予定しております。

また、入札結果につきましては、資料の最終ページのとおりでございますので、ご確認をいただきたいと思います。

なお、現時点での本工事に係る特定財源でございますけれども、スポーツ振興くじ助成で2,000万円、京都府広域的スポーツ施設充実支援事業補助金で約600万円、その他に関しましては過疎債を充当することとし、うち70%につきましては、交付税措置を見込むものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、議案第51号に係る補足説明とさせていただきます。
慎重審議いただきまして、ご賛同賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は7日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時31分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 山田 均

〃 署名議員 山下 靖夫